

平成24年第4回砂川市議会定例会

平成24年12月11日(火曜日)第2号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第 3号 砂川市高齢者いきいき支え合い条例の制定について
議案第 4号 砂川市暴力団排除条例の制定について
議案第 5号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第 2 一般質問
延会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 3号 砂川市高齢者いきいき支え合い条例の制定について
議案第 4号 砂川市暴力団排除条例の制定について
議案第 5号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第 2 一般質問

沢 田 広 志 君
増 山 裕 司 君
小 黒 弘 君
多比良 和 伸 君

○出席議員(14名)

議 長	東 英 男 君	副議長	飯 澤 明 彦 君
議 員	一ノ瀬 弘 昭 君	議 員	増 山 裕 司 君
	増 井 浩 一 君		水 島 美喜子 君
	多比良 和 伸 君		増 田 吉 章 君
	土 田 政 己 君		小 黒 弘 君
	北 谷 文 夫 君		尾 崎 静 夫 君
	沢 田 広 志 君		辻 勲 君

○欠席議員(0名)

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1 . 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	高 橋 仁 美
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2 . 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長 兼 会 計 管 理 者	湯 浅 克 己
市 民 部 長	高 橋 豊
経 済 部 長	栗 井 久 司
経 済 部 審 議 監	田 伏 清 巳
建 設 部 長	金 田 芳 一
建 設 部 審 議 監	古 木 信 繁
建 設 部 技 監	山 梨 政 己
市立病院事務局長	小 俣 憲 治
市立病院事務局審議監	佐 藤 進
市立病院事務局審議監	氏 家 実
総 務 課 長	安 田 貢
広 報 広 聴 課 長	熊 崎 一 弘

3 . 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	井 上 克 也
教 育 次 長	森 下 敏 彦

4 . 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5 . 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	湯 浅 克 己
-------------	---------

6 . 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	栗 井 久 司
-------------------	---------

7 . 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 局 長	河 端 一 寿
-----------	---------

事	務	局	次	長	高	橋	伸	二
事	務	局	主	幹	佐	々	木	人
事	務	局	主	幹	吉	川	美	幸

開議 午前10時00分

開議宣告

○議長 東 英男君 おはようございます。休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

日程第1 議案第3号 砂川市高齢者いきいき支え合い条例の制定について

議案第4号 砂川市暴力団排除条例の制定について

議案第5号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長 東 英男君 日程第1、議案第3号 砂川市高齢者いきいき支え合い条例の制定について、議案第4号 砂川市暴力団排除条例の制定について、議案第5号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算の5件を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長 小黒 弘君（登壇） 予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

12月10日に委員会を開催し、委員長に私小黒、副委員長に多比良和伸委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査をし、議案第3号から第5号まで、議案第1号及び第2号の一般会計、特別会計の補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 東 英男君 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これより議案第3号から第5号まで、第1号及び第2号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号から第5号まで、第1号及び第2号を一括採決します。
本案を、予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 一般質問

○議長 東 英男君 日程第2、一般質問に入ります。

質問通告者は6名であります。

順次発言を許します。

沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） おはようございます。それでは、通告に基づいて大きく3点について一般質問をまいります。

大きな1点目といたしまして、防犯灯LED化事業の取り組みについて。町内会が設置し、維持管理している1,500基以上の防犯灯LED化事業の取り組みについて、昨年12月定例議会で一般質問を通して、市は平成24年度においては補助金等のめどがついた時点で全額市の負担による防犯灯のLED化を具体的に進めることとし、補助金等の確保が難しい場合でも平成25年度以降の早い時期に実施できるよう検討してまいりたいと考えておりますとの答弁でありました。その後1年が経過し、そして平成25年度の新年度を踏まえ、現在の防犯灯LED化事業の取り組みについて以下のとおり伺います。

小さな1点目として、本年3月までにLED防犯灯の設置費の補助率及び上限額をかさ上げするための補助規則の改正を行うとの答弁をされました。現在の水銀灯やナトリウム灯の防犯灯をLED化へ切りかえるまでの間を市はどのように対応されて、さらには町内会並びに町内会連合会への周知はどのようにされたのか。

小さな2点目として、防犯灯LED化事業に向けた各町内会等の意向等の確認作業が行われたようだが、どのような内容の確認作業であったのか。

小さな3点目として、補助金等の確保が難しい場合でも平成25年度以降の早い時期に取り組むと答弁がされているが、防犯灯LED化事業による取りかえ工事の開始はいつごろになるのか。

小さな4点目として、防犯灯LED化事業による取りかえ工事はどのような方法、順序で行われるのか。

小さな5点目として、防犯灯LED化事業による取りかえ工事の発注方法はどのようなになるのか。

小さな6点目として、各町内会では修繕工事をお願いしている電気会社が従前どおり決まっているようだが、今後の修繕工事は各町内会の考えでお願いすることとなるのか。

小さな7点目として、LED化の工事費用の総額は概算でどのくらいになるのか。

続いて、大きな2点目、平成27年度から始まる保育所や幼稚園にかかわる新しい制度について。今般、社会保障・税一体改革で成立した子育て関連新法に基づき、平成27年度から幼児期の保育・教育の新しいシステムがスタートする予定となっておりますが、砂川市の対応はどのようになるのか。

大きな3点目として、健康増進計画及び国保特定健康診査等実施計画の策定について。平成12年度に開始された第3次国民健康づくり運動である健康日本21も平成24年度が最終年となり、平成25年度から始まる健康日本21、これは第2次でありますけれども、の基本方針の全部改正が行われ、おおむね10年間をめぐとした具体的目標を設定されました。そこで、市の健康増進計画及び国保特定健康診査等実施計画の策定について、以下のとおり伺います。

小さな1点目として、平成18年度から平成22年度までの5年間、さらには2年間延長された健康増進計画、いわゆる健康すながわ21の取り組みについてどのように評価しているのか。

小さな2点目として、平成20年度から平成24年度までの第1期国保特定健康診査等実施計画の取り組みについてどのように評価をしているのか。

最後に、小さな3点目として、健康増進計画及び国保特定健康診査等実施計画も本年度が最終年度となり、次期の新計画策定に当たり、策定の方法、スケジュール、実施時期はどのようになっているのか。

以上、1回目の質問といたします。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 私から順次ご答弁申し上げます。

初めに、大きな1、防犯灯LED化事業の取り組みについてご答弁申し上げます。（1）、現在の水銀灯の防犯灯をLED化へ切りかえるまでの間の市の対応と、町内会並びに町内会連合会への周知についてであります。昨年の12月定例会議では平成24年度においては設置に係る補助金等のめどがついた時点で、全額市の負担による防犯灯のLED化を具体的に進めることとし、補助金等の確保が難しい場合でも、平成25年度以降の早い時期に実施できるよう検討する考えとし、LED防犯灯導入の推進と全額市の負担で設置した場合との均衡を図るため、砂川市防犯灯補助規則の改正について検討している旨のご答弁を申し上げたところであり、平成24年度につきましては補助金等がなかったことから、防犯灯の全灯LED化事業を実施できませんでした。経過措置として、現行の設置費補助率を引き上げるため、砂川市防犯灯補助規則を平成24年4月1日施行で改正したところであります。改正の内容につきましては、LED灯を設置する場合は工事費の10分の9以内の額を補助することとし、新設工事の場合は5万円、取りかえ工事の場合は4万円を上限とするものであります。また、各町内会等への周知につきましては、平成23年12月22日に町内会連合会役員会において、LED化事業の趣旨や内容、今後

の予定などを説明し、ご協力をお願いしたところであります。各町内会に対しましては、本年1月24日付で防犯灯維持費補助申請の案内にあわせてLED化事業のお知らせをしており、その後2月24日には町内会連合会役員会において規則改正の内容等を説明したところであります。また、規則改正後には4月4日付で各町内会に対し、改めて規則改正の内容についてお知らせしたところであります。

続きまして、(2)、防犯灯LED化事業に向けた各町内会等の意向等の確認作業の内容についてであります。LED化事業を円滑に推進するため、また事業費算出の基礎資料とするため、本年9月から11月にかけて全ての町内会の聞き取りを行いました。確認作業の内容につきましては、防犯灯1本1本について、設置している灯柱の状態、現在の設置場所を含めた設置希望場所の確認、その他町内会で気になる点について確認したところであります。

続きまして、(3)、防犯灯LED化事業による取りかえ工事の開始はいつごろになるのかについてであります。平成25年度に実施し、単年度で完了できるよう準備を進めているところであります。

続きまして、(4)、防犯灯LED化事業による取りかえ工事はどのような方法、順序で行われるのか、あわせて(5)の発注方法についてであります。事業実施に当たり町内会所有の防犯灯のため各町内会の同意をいただき、市が工事発注から完了まで実施する予定であります。LED化実施時期による電気料負担に差が生じないように、なるべく短期間に実施することとし、市内全域を複数の区域に分けて入札等により実施したいと考えております。また、町内会によっては完成時期に若干の差が生じる場合が考えられることから、電気料負担に差が生じた場合は各町内会の均衡を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、(6)、今後の修繕工事は各町内会の考えでお願いするのかについてであります。防犯灯は各町内会等の所有物でありますので、修繕につきましては従前どおり砂川市防犯灯補助規則に基づき、各町内会等で行っていただくこととなります。

続きまして、(7)、LED化の工事費用の総額は概算でどのくらいかについてであります。現在事業費を算出中ではありますが、LED化対象の防犯灯数は約1,350灯であり、事業費は概算で8,000万円程度と見込んでおります。

続きまして、大きな2の平成27年度から始まる保育所や幼稚園にかかわる新しい制度についてご答弁を申し上げます。現在の保育所や幼稚園の制度につきましては、幼児の保育施設としての保育所、教育施設としての幼稚園、保育及び教育の提供と子育て支援機能をあわせ持つ認定こども園があり、さらに認定こども園につきましては幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地域裁量型の4類型があります。平成27年度実施予定の新しい制度の概要につきましては、質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供、待機児童の解消など地域の子供、子育て支援を総合的に推進するため、認定こども園制度の改善、充実を

図ることとし、現行の認定こども園のうち幼稚園機能と保育所機能の両方をあわせ持つ幼保連携型については、従来幼稚園部分につきましては学校教育法に基づいて、保育所部分につきましては児童福祉法に基づいてそれぞれ認可、指導監督などを行っておりましたが、新たな制度では改正された認定こども園法に基づいて認可、指導監督が一本化されます。また、施設の運営費について、従来私立幼稚園については都道府県からの私学助成や市町村からの幼稚園就園奨励費補助及び利用者負担金で運営し、公立保育所については国からの一部補助金と利用者負担金を充てて運営しておりましたが、新たな制度では社会全体による費用負担を行うという考えから、平成27年度から実施の消費税率の引き上げによる財源確保を前提に、一括の給付と利用者負担金で運営することになります。

なお、既存の幼稚園や保育所が新しい認定こども園に移行することを義務づけるものではありません。国は、新しい制度の平成27年度施行に向け、平成25年度中に基本指針の策定を予定しており、都道府県、市町村は基本指針をもとに保育サービスなどのニーズを把握し、平成26年度までにサービス提供計画等を定めた事業計画を策定することになります。また、国は保育の必要性の認定基準や保育単価などのほか、関連する政省令などを平成25年度中に制定することにしており、市町村はこれらを踏まえ、平成26年度までに新制度に向けた事務を行っていくことになります。今後の砂川市の対応としまして、国から示される基本指針やその他詳細事項などを十分に検討し、また今後実施予定の保育サービス等のニーズ把握や市内私立幼稚園の動向等を見定めた中で保育所、幼稚園の新しい制度への対応について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、大きな3の健康増進計画及び国保特定健康診査等実施計画の策定についてご答弁申し上げます。(1)、砂川市の健康増進計画である健康すながわ21の取り組みに係る評価ではありますが、国が示した健康日本21の理念を踏まえ、砂川市が平成18年度から平成22年度までの5カ年計画で策定しましたが、国の健康日本21が医療制度改革等により計画の最終年度を平成22年度から平成24年度に変更したことから、本市におきましても現行の計画を内容変更することなく、平成24年度まで2年間延長したもので、平成25年度からは国の計画期間に合わせて平成34年度までの10年計画を策定することとしております。このことから、健康すながわ21の目標数値の多くが基本健診を前提に策定しており、平成20年度から各医療保険者に義務づけられました特定健診、特定保健指導の目標値及び実績値に対応できておりませんが、がん検診等については数値目標を達成している項目があるものの未達成の項目もあることから、今後さらなる目標達成に向けた取り組みが必要と考えております。

(2)、第1期国保特定健康診査等実施計画の取り組みに対する評価ではありますが、平成20年度から平成24年度までの5カ年計画として、国保被保険者の健康維持・増進、医療費の抑制を目的に生活習慣病の予防・改善計画として策定しております。数値目標に

対する評価として、平成23年度実績で特定健康診査受診率につきましては、目標値55%に対し実績値は34.7%であり、目標値に達していない状況にあります。しかし、特定保健指導の実施率は平成23年度目標値45%に対し実績値69.2%と目標値を大きく上回る状況にあり、その結果、内臓脂肪症候群該当者及び予備群の割合が、平成20年度は31.2%であったものが平成23年度には27.5%まで減少しているほか、脳血管疾患、心臓病、腎臓病などの原因となる重度の高血圧、高血糖、高脂血症の人数も減少するなど、特定健診を継続的に受診され特定保健指導を受けられている方につきましては、早期の治療及び生活習慣の改善につながっていることから一定の評価ができるものと考えております。

次に、(3)、次期の健康増進計画及び国保特定健康診査等実施計画の策定についてありますが、初めに健康増進計画につきましては、本年7月に国が示した国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針に基づき、保健所などの関係機関のほか庁内関係部署と連携を図りながら作業を進めているところであります。また、国保特定健康診査等実施計画につきましても健康増進計画同様、関係機関、関係部署との連携を図りながら作業を進めております。計画策定に当たり、両計画とも砂川市第6期総合計画及び関係計画等と整合性を図りながら、健康増進計画につきましては計画期間を平成25年度から平成34年度までの10カ年計画として、また国保特定健康審査等実施計画は計画期間を平成25年度から平成29年度までの5カ年計画とするものであります。なお、いずれの計画も平成25年3月をめどに策定準備を進めているところであります。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、防犯灯LED化事業の取り組みについてということで、1回目の質問を通して答弁を今ほどいただいたところであります。これについては、私もずっと継続をしながら一般質問を通してLED化事業への推進を積極的にお願したいということでの質問をさせていただいたところであります。そういったところからも昨年の12月に一般質問を通してお聞かせをいただいた関係から、補助率をかき上げるといったことが平成24年4月1日からもう既に始まっていたということと、それにあわせて町内会連合会での役員会だとか各町内会も含めて逐一お知らせということでまた説明をされたということでは、今の答弁を通して理解をさせていただいたところであります。町内会連合会の役員会等または各町内会のそういった周知ということでありましたけれども、このLED化事業についていま一度町内会連合会の役員会の中とか、また各町内会でこういった意見といった部分でもしあるのであれば、この機会に聞かせていただきたいなというふうに思います。

そして、今回のLED化事業に向けて、もう既に9月から11月にかけて各町内の意向等の確認作業ということでも実施をされておりまして、今ほどの答弁の中でもありましたように、それぞれ各町内で所有している防犯灯を1本ずつ確認をしながらそれぞれの各町

内の皆さんが実施されたものだというふうに思いますし、それと今現在ナトリウム灯、水銀灯で行われている防犯灯、これをLEDとして変更していくのかどうかといったことも確認をされたのかなというふうに思います。まさに同じ場所で、または電柱の状況も含めてということでありましたけれども、こういった意向調査を通しながら結果的にも今の段階である程度の集計ができ上がっているのであれば、この意向調査等を含めてどのような状況になっているのかということを知りたいなというふうに2回目に思っております。

今後LED化に向けては、昨年の12月にもお話がありましたように、補助金等が要するにつくようであれば24年度中ということでありましたけれども、24年度ももう終わりですので、今のお話を聞いていますと今後取りかえ工事の改修はいつごろなのかということについては平成25年度中の単年度、1年間で実施していきたいということでもありますので、そのための今回は意向等の調査もこれは事業費の概算も考えて算出をしなければいけないということであったのかなと思いますけれども、いよいよ来年度から本格的にLED化ということになっていくということをお話をいただいたので、いつごろかということについては理解をさせていただきました。

それと、今後どのような方法、順序、さらには発注方法はどのようにされるのかということでありました。正直やはり1,500基以上、先ほどのお話を聞いていますとLED化にすべきであろう防犯灯が1,350基ということでもありますので、かなりの数にわたってあるのかなと思っていますし、さらには各町内会だとか各町内であってもその地域ということがありますので、先ほどの答弁のお話を聞きますと市内をある程度区分けをしてということであるのかなと思うのですが、短期間で実施するために区分けをして入札をしていくと。その前に防犯灯は町内会の所有物であるということから、各町内会の同意を得ようということでもありますけれども、この各町内会の同意を得ての工事ということですが、であれば平成25年度中のLED化への工事でもありますけれども、大体いつごろぐらいをめどに各町内会へ同意を求めていくのか、その辺の考えがあるのであればこの機会に聞かせていただきたいというふうに思っております。

それと、単年度で短期間で実施したいということでもありますので、先ほどの答弁の中でもありましたけれども、各町内の中においてもLED化の工事でどうしても工事にタイムラグがならないように考えていきたいということですので、この辺はしっかりとした形でやっていただきたいなというふうに思っております。そういったことを含めながら、いよいよ各町内の皆さんも大変な期待をしております、防犯灯のLED化へ平成25年度には動き出すのだなというふうに思っております。今ほど多岐にわたって質問をさせていただいておりますけれども、その点について2回目お聞きをさせていただきたいと思います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、4点ほどご質問があったかと思っておりますので、私のほ

うから順次ご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、町内会連合会あるいは町内会等の意見、どのようなものがあつたかということですけれども、一番はやはり実施時期ということであります。25年度以降の早い時期ということで明示させていただいておりますけれども、実際にはいつなのだろうかと、こういうことが多かつたかと思ひます。また、町内によっては今の防犯灯自体を若干ずらして適切なところにつけたいというようなことがあつたり、あるいは灯柱で古くなつたもの、これをどうしたらいいだろうかとということがございましたので、この辺の部分につきましては何とかLEDを取りかえるときに少しでも町内会の負担を減らすべく検討をしていきたいということで考えております。

次に、2点目のLED調査の集計結果ということでございましたので、今の集計結果、現時点の数字をお知らせしたいと思ひますけれども、まず全町内会保有しております防犯灯は1,526基ございました。このうち既にLED化されているものが60基、この60基のうち59基につきましてはこの規則改正の9割補助ということを受けて実施をされております。それから、建築住宅課が設置等をした公営住宅の中にあるような、敷地内にあるような防犯灯でございますけれども、これについては66基ございます。これについては、建築のほうで随時交換について検討されているというふう聞いております。それから、LED化にできないもの、これが38基ございます。これは、具体的にはあかね団地の中のハイウエー灯、これがもし老朽化した場合には市で撤去するということになっておりますので、その時期にLED化については十分協議をさせていただきたいというふうに考えております。これが実際の灯数ということで、この部分を差し引きますと今現在必要なものは先ほど約1,350基とお話ししましたけれども、詳細、今現在つかまえているのは1,351基ということでつかまえております。

続きまして、町内会の同意につきまして、いつごろということでもございましたけれども、こちらのほうにつきましては手順といたしまして25年度実施をしたいということで先ほどご答弁をさせていただきましたけれども、予算要求を行つて来年3月の議会で新年度予算ということでご審議をいただくこととなりますので、このご審議をいただいた中で可決されたということを前提にお話をさせていただきますと、直近4月に入つてからすぐその準備を始めてご同意はいただきたいというふうに考えておりますので、その事務はなるべく4月に入つたら早くできるように進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、4点目でございますけれども、これは年度間でのタイムラグが起きないようにということでございましたけれども、これ市内を複数に分けても、やはり最初にできていくところと最後にできていくところというところについては若干期間がずれるかと思ひます。ただ、このずれた場合には最初にできた町内会さんを基準にして、最後にできた町内会さんも最初にできた町内会さんと同様に、その時期からLED化がついたように電気代は引き下げさせていただくと。つまり全ての町内会さんの均衡を図るということで考えており

ます。また、先ほど申し上げましたLED化できない防犯灯につきましても、LED化ができたというふうな考えを持ちまして電気代を下げていくと。つまり先ほど言ったあかね団地のハイウエー灯もLED化になりませんけれども、LED化になったとして電気代2割負担は引き下げてご負担をいただくという予定にしておりますので、この辺は各町内会さん差が出ないようなことで検討をさせていただいているところであります。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 大体大枠、今後の流れも含めてわかってまいりました。そこで、若干まだお聞かせをいただきたいと思うのですが、先ほどちょっと聞き忘れた分もあるのですが、今後町内会が所有している防犯灯を市はLED化のために全面的に工事をしていくということでもあります。ただ、修繕についてはそれぞれの各町内会にお任せしている部分もあるのですが、これは本来はないだろうということであるのですけれども、万一のことということなのですが、LED化された工事のされた後やはりどうしても、要は照明を含めてふぐあいが生じたといった場合、そういった場合は本来維持管理は町内会がするということが前提であるのですが、この辺はどういった対応になっていくのか。強いて言うならば、工事終了後もちょっと場合によってはふぐあいが生じたといった場合には町内会のほうで修繕等も含めて対応していかなければいけないのか、もしくは設置して間もない部分では発注元である市のほうで対応をされていくのか、この辺の考え方を聞かせていただきたいなというふうに思っております。

それと、今般ことしの秋、9月から11月、意向等調査をされて今ほど部長のほうからも答弁をいただいたところではあるのですが、確かに防犯灯を設置している電柱を含めて、北電の所有している電柱に防犯灯が設置されているというのが大半だと思います。ただ、一部独立した支柱、ポールを持っている防犯灯もあれば、これは北電の電柱ではなくてコンクリート柱が立ってしまして、そこに防犯灯がついているといった部分もありまして、ただ基本的にはやっぱり電柱に防犯灯を設置しているということから、電柱を立てたり云々というのがどちらかというと町内会では余りしていないと思うのです。ただ、古くからある町内会は昔近辺、要するに防犯灯を設置するためにみんなでお金を出し合って防犯灯を設置したというところもあるだけに、そういったところは独立の支柱が立っているということなのですが、そういったように北電の電柱を利用している場合と独立したコンクリート柱またはさらには独立したポールというか、なっているわけですが、こういった部分を含めてやっぱりコンクリート柱にしても古くなってきた場合、やはり使うにはちょっと問題があるかなといったこともあり得るかと思うのですが、この辺の状況というのは今回の意向等調査を含めてどのように押さえているのか。もしわかるのだったら、この機会に聞かせていただきたいなというふうに思います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、2点ほどご質問がございましたので、答弁をさせて

いただきたいと思います。

まず、工事をした後のそのメンテナンス等なのですが、実際は町内会さん所有ということでございますから、その業者とお話をさせていただくということにはなるかと思いますが、ただ市で一斉に工事をしてつけておりますので、当然しばらくの間は市が仲介をして業者と話をするというようなことを考えておりますので。ただ、もし町内会さんでいつも使っている業者で同じ業者がかえてくれてその不都合を言いやすいということであれば、それは直接お話しいただいてもいいかと思いますが、市のほうとしてはできる限り仲介はさせていただきますので、必要がありましたらお話をいただければ業者のほうとお話をさせていただきますという予定をさせていただいております。

続きまして、この意向調査の中で古くなったポールあるいは電柱についている防犯灯、この関連でありますけれども、今回の意向調査の中で私どもとしてはできれば電柱に防犯灯をつけていただきたいと。もともとついているものはそうなのですが、支柱、ポールですと必ず老朽化して立てかえあるいは移設という状況が出てきますので、可能であれば移していただきたいと思っておりますので、もしその支柱、ポールが老朽化をして今回立てかえなければならぬというような場合については、このポールにつきましても撤去費を含めて町内会さんにご負担がないようなことで検討はさせていただいておりますが、ただこれは個別具体的な関係もございまして、大きな金額になるとか、まだ使えるとか、いろんな状況がございますので、これはケース・バイ・ケースで、もし可能な限りであれば町内会さんにご負担を求めないというようなことでは調整はさせていただいておりますので、この辺は再度調整する部分は残っておりますけれども、全体的にはなるべく町内会さんにご負担を求めないというようなことで考えてございます。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 大体わかってまいりました。

最後に1点だけ、この件に関しては、先ほど万が一というお話をさせていただいた中で、工事も終わって万が一ちょっとふぐあいが出た場合ということについては市のほうも仲介をしてもらってということでもありますけれども、ただこの辺は仲介のときに気をつけていただきたいなというか、お願いでもあるのですが、恐らく砂川市内全域にわたっての町内にかかわる防犯灯でありますし、今ほどお話ありましたように1,351基が今後LEDへ変わっていくだろうということで、これを工事、設置していく事業者というのがやはり複数にわたってなっていくだろうというふうに予想されますし、そういったときにどうしても従前からいつも何かあったらこの事業者さんをお願いしているのだといった部分と、設置している事業者がやっぱりかわってしまったときのそれぞれの製品によって対応の仕方が変わってくるのかなというふうに思いますので、この辺は万が一の話でありますけれども、もしそのようなケースが起きた場合はしっかりと間に入って、事業者と町内会と間に入りながら町内に負担のならないようなことも含めながらしっかりとやっていただきたい

いなということをお話しして、大きな1点目についての質問はこれにて終わりたいというふうに思います。

続いて、大きな2点目であります。社会保障・税一体改革に関連しての子育て関連新法ということからの保育所や幼稚園についての新しい制度についてということで答弁をいただき、説明をいただいたところであります。これまでできて間もないということで、今後は国の基本方針が定まっていかなければいけないということを見据えるということ、さらには平成26年度には事業計画等も含めてつくっていかなければいけないということでもあります。そこで、結構今回お聞きしているこの一般質問、子育てについてはかなり幅広く項目があるものですから、その中でなるべく集中してというか、1点に絞ってお聞かせいただきたいと思います。もう少しできれば詳しくわかりやすくと思うのですが、どうもこれは想定されている部分が砂川市内で見ますと保育所が公立であり、幼稚園が私立であるということで、これ想定されているのが今まで現行制度では入所等の手続というのがそれぞれにしていた。砂川の場合は、保育所は公立の保育所ですから、市に対して申し込みをしていたということであるのですが、今後新しい制度になってくると窓口を一本化していくということで、保育所とか幼稚園もいずれを希望する場合も原則として市町村に申請する形が想定されるだろうというふうにも聞かされております。そういった場合に、保育所は公立でありますし、先ほどちょっと若干私立の幼稚園の話もされていたのですが、現実として幼稚園は私立ですので、この辺は今後の基本方針だとか事業計画等のこともあるのでしょうけれども、今現在どのような対応として砂川市がなっていくのか、この辺を聞かせていただけないかなと思うのですが。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 今窓口のお話ありがとうございましたけれども、これはまだ詳細確認できておりませんので、想定段階ではございますけれども、砂川市内に限定して想定をさせていただきますと、私立の幼稚園が認定こども園として保育所機能もあわせ持つといった場合には、この保育所に入所させるための認定を砂川市が行うと。幼稚園に入るものについては、そのまま幼稚園が行うと。ですから、今までどおり幼稚園がそのままの幼稚園の機能であれば、砂川市が窓口になって幼稚園入所者の方の認定を考えるとというようなことはないというふうに、今現在私どものほうでは国の情報を見る限りでは考えておりますので、認定こども園に進んでいったときには少なくとも市が窓口になるという想定はさせていただきます。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 1点についてお聞かせいただきました。強いて言うと、私立の幼稚園の場合は認定こども園としての認定をされるのかどうかによって、これは想定の話かもしれませんが、対応が変わってくるということで理解させていただきたいと思います。

1回目のときの答弁にもありましたように、今後は国の基本方針ができ上がってきて、さ

らには事業計画もつくっていかねばいけないうこと。ただ、やはりこれは子育てという観点から申してもやはり利用されるであろう子供を持っているお父さん、お母さん方にとって保育所とか幼稚園とかありますけれども、子育てという観点からも強いて言うと利用される皆さんが混乱をしないような形で、今後砂川市内に私立の幼稚園でありますから、どのような形でされるかはあちらにお任せしなければいけない部分はあるかもしれませんが、この辺しっかりとした形で今後随時いろんな形で決まっていくこともあるかと思しますので、対応をしっかりやっていただきたいなということをお話しして、このことについてはこれで終わりたいというふうに思います。

それで、次に大きな3点目であります。健康増進計画及び国保特定健康診査等実施計画の策定についてということで小さく3点、それぞれどのように評価しているのかということを通して聞かせていただいたところであります。1つの国の方針、流れからもちょうど最終年度にそれぞれがなってきた、新たに策定していかねばいけないうことだったのかなと思っています。そういったところから、強いて言うと第1期国保特定健康診査等実施計画、これは平成20年度から24年度ということで今年度が最終年度でありますけれども、先ほど部長のほうからも答弁ありましたように当初受診率の目標値もいろいろ設定をされて、かなり高いハードルを持った目標値を設定されてきたのかなと。ただ、残念ながら受診数、そもそも受診対象者数も減ってきているということから、どうしても受診数がそんなに多くない、横ばいと言ったらいいのでしょうかね。ちょっと若干減少ぎみであるということを通して、受診率も35%台を前後しながらきているということで、本来であれば平成23年度では55%を目標にしていたけれども、そこまでも達していなかったと。ただ、そういった中でも健康指導を受ける人方は結構目標値に達している部分があるものですから、そういう点では恐らくふれあいセンターを中心とした保健師の皆さんもかなり努力もされているのだろうなというふうに数字を通して、また私もかいま見させていただいていますけれども、そのあたりを感じております。ただ、このそれぞれの評価を通して、先ほどの答弁の中では策定についても聞かせていただいていますけれども、もう既に平成25年の3月に向けて策定作業を進めているということでありますけれども、こういった中でまずは国保特定健康診査等実施計画の取り組みで今回の評価を通して今策定している内容、どのような形で捉えて策定を進めているのかということも聞かせていただきたいと思ひますし、さらには健康すながわ21ということで、これは国の関係から延長を2年間して平成24年度が最終年度であるということで、まさにこれは当時つくろうとしているときには計画の対象を市民を対象としているが、40歳から64歳までの壮中年期を中心としていたことを対象としてつくっていき、なおかつ当時は18年度スタートでありましたけれども、計画の策定や取り組みについては住民も積極的に参加し、住民と行政が一体となって進めるといったことでもありました。評価を通して、数値的には目標値には達していないけれども、一部がん等については数値目標を超え

ていると、要するに達しているといった成果も上がっているようでありますけれども、であればこの評価を通して今策定していることもあると。先ほどと同様に、これをどのように評価として捉えて策定の中に盛り込んでいこうとされるのか、このことを2回目に聞かせていただきたいというふうに思います。

さらに、もう一点だけ。もう既に策定はしているのですけれども、前回の健康日本21のときにもありましたし、今回の全部改正の中にもあるのですが、ここにあるのが都道府県及び市町村は健康増進のための目標の設定や目標を達成するまでの過程及び目標の評価において、地域住民が主体的に参加し、その意見を積極的に健康増進の取り組みに反映できるように留意することという留意ということでありますけれども、現在策定はもう作業を進めているのですけれども、住民の皆さんの意見も含めてどのようにこの作業の中に盛り込んでいるのか、盛り込もうとされるのか、もしくは盛り込んでいないのか、その辺の考え方も一緒に聞かせていただきたいと思います。

○議長 東 英男君 沢田広志議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時01分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

沢田広志議員の質問に対する答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、3点ほどご質問がありましたので、順次ご答弁をさせていただきますと思います。

まず、国保の特定健診とこの計画につきまして、どのように捉えて今後どのように進めていくのかということですが、今の状況からいきますと、やはりこの特定健診の受診率をとにかくアップさせなければならないということを特に重点に計画を策定していきたいと思いますので、今現在もふれあいセンターで春、秋と2回特定健診を実施しておりますが、それ終了後につきましては市立病院で個別検診ということも実施しておりますので、この辺の人数もこれから何とかふやせないだろうかということは検討しておりますし、それから通院中の方はなかなか特定健診を受診いただけないということがございますので、こちらのほうにつきましても市内医療機関とこの通院されている方のデータを何とかいただけないかと。もちろん本人同意ということにはなりますけれども、この辺の検討も進めさせていただいております。それから、現在特定健診の自己負担金が1,500円ということでありますけれども、この辺の金額についても見直しが可能かどうかということで検討させていただいておりますので、こういった項目を捉えて何とか受診率を向上できるように計画に盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

2点目でございますが、健康すながわ21、国保と同じようにどのように捉えて進めて

いくのかということでございますけれども、こちらのほうは経過として途中で特定健診が入ってきたということで、なかなか数値目標に対する評価をできなかったという部分がございますし、今回基本指針の中では国がその項目を随分多く指定されてきております。ただ、その項目につきましては各市町村の判断でどの項目を数値目標に入れるかということがございますので、本市におきましても次期計画においてはこの項目を大幅にふやして評価の対象にしたいというふうに考えておりますので、実際には現在入っていないような項目も随分ふやしながら評価をしていきたいというふうに考えております。このふやす項目も10項目とか20項目とか多くの項目をふやしたいというふうに思っていますけれども、特に今一例を挙げていきますと例えば自殺者の減少ですとか、そういったようなことも入れたり、あるいは実際に睡眠として休養が十分にとれているのかどうなのかと、こういったような生活習慣、休養等にかかわる部分もこの中には取り込んで、10年計画ではありますけれども、途中5年で中間評価ということもする予定になっておりますので、この項目を随分ふやしながら評価の対象をふやして、そして市民の健康が増進されるようにそのような計画にしていきたいと思いますというふうに考えております。

3点目でございますけれども、この健康すながわ21、先ほどお話しいただいたように基本指針の中では住民の参加ということもうたわれております。ただ、中身的にはやはり少し専門的な部分もございますし、今現在ふれあいセンターのほうで実際に行っております特定健診ですとか、あるいは健康増進のための項目、この辺をふまえて計画に入れていきたいと思っておりますので、住民の方につきましては当初からここに入っていくということではなくて、ある程度概略ができましたらパブリックコメント等で意見を伺うというようなことの予定をしておりますので、今現在はそのようなことで対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 既にもう作業にかかっているということであります。特に国保特定健康診査等実施計画については、一番はやはり目標値である受診率の向上ということは今ほどお話をされたのかなというふうに思っております。先ほど私も少しお話しさせていただきましたけれども、確かに現存の計画ではそれぞれ目標値がかなりハードに高く設定をされている中では、平成23年度では34.8%、22年度では35.0%、21年度では34.7%ということで先ほどお話しされたように35%前後の中で推移をしていると。ただ、先ほどお話をしたように対象者数が年々2%前後ぐらいつつ下がってきているということもあるものですから、そういったことも受診件数の減少にもかわりがあるのかなというふうにも思っております。ただ、そういった中で今の答弁の中でもお聞きしますと、この受診率の向上に向けて今現在の自己負担額の金額についても検討の課題にしようかということのように私は受けとめました。今現在たしか35歳から39歳の方は1,500円、ちなみに健診委託単価というのが5,580円ということで当初の計画の中に載って

いますし、40歳から74歳までも自己負担額1,500円、ただ健診委託単価が6,880円といったことで、たしか自己負担額をいただくときはこれだけのお金がかかるから、その分の何%かは自己負担してほしいのだといったことでたしか負担額が設定されてきたような気もするのですけれども、今後策定作業の中で受診率向上に向けてこの自己負担額ということが考えられるのかなと思うのですが、ちなみに今のところ1,500円で行っていますけれども、この辺の金額というのはまだ策定作業中なので、どうこうというわけにならないのか、この辺の金額のどのようなところが設定として必要なのかといったところのもし考え方があるのだったら聞かせていただきたいなというふうに思っております。

それと、先ほど私は今回の2つの計画はそもそも住民参加でできないものなのだろうかということも国の指針の中にも載っていましたから考えてみたのですけれども、今のところ専門的な分野が多いということから、ある程度でき上がった後にパブリックコメントで実施したいということでもありますけれども、やはり専門的なことがわからなければ普通に入ってもわからないことはたくさんあるのかなと思うのですが、ただ私は砂川に住んでいる皆さん、特にうちは市立病院を抱えていますから、医療にかかわっていた人方は結構多くいるのではないかなと。今はもう退職されて次の人生ということで、ただいろんなことで健康について、もしくは病気についてもかわりを持っている人方が結構いるのではないかと私は思っているのですけれども、例えばやはりそういった人方、今現在その職場についている人方も大いに必要だと思いますけれども、今まで経験された人方が多々いるというふうに思っておりますので、そういった人方にも例えばこういった策定のときに協力をもらうといったことの方というのとは私はあっていいのではないかなと思うのですが、このことについて聞かせていただいて最後の質問とこれでさせていただきます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、2点ほどのご質問だと思います。

まず、特定健診の自己負担金の考え方ということでございますけれども、こちらのほうにつきましては、この計画をつくる上において受診率を向上させるということはもちろんでございますけれども、国民健康保険全体の給付費を抑制すると。つまり今もお話に出ておりましたけれども、新しい市立病院が開院をしてやはり医療費的には少し微増の状態がずっと続いております。ですから、こちらのほうは国保会計にとっても大変重要なこととなりますので、その意味においては特定健診、特定保健指導の受診率をとにかく上げて予防医療を充実させて国保会計の安定を図ることが第一にございますので、その観点から今1,500円いただいている負担金につきましても、これを下げることによって受診率が上がるのであればこれを具体的に検討しようということにしておりますので、額は確定しておりませんが、恐らく1,500円から1,000円の間で引き下げをさせていただきたいというふうに今具体的に検討はさせていただいておりますけれども、ただ詳細についてはここで確定ということではございませんけれども、大きな国保会計の安

定という部分も含めて引き下げを考えているということでご理解を賜りたいというふうに思います。

次に、住民参加の部分でございますけれども、先ほど申し上げたパブリックコメントのほかに医療関係者ですとか、そういう方たちの意見を伺う機会ということでございますから、こちらは正式にたしか何か市民の皆様の協議会を立ち上げてとか会議を行ってということでは、これはふれあいセンターでこういうことが可能かどうか、そういう方がいれば意見をお伺いをするということは、これは個別には今も行っているかもしれませんが、十分に考え得ることだというふうに思いますので、こちらのほうはそういうような方がいれば意見は積極的に聞いていくというようなことで、少しふれあいセンターのほうで検討いただくということにさせていただきたいと思います。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員（登壇） 私は、通告に基づきまして、大きく2点について質問させていただきます。

1、空き家対策について。過疎化や少子高齢化社会の進行に伴い、ふえ続けている空き家対策が社会的問題になっております。管理されないまま放置されている空き家は、犯罪や火災が発生する不安があり、またさらに老朽化が進んだ空き家は周囲に危険を及ぼす可能性もあるため、こうした空き家の対策が急務になっていると考えております。当市においても本年2月に空き店舗の倒壊が発生し、定例議会でも取り上げられましたが、その際市としては関係部署により空き家対策について検討していくこととされておりました。そこで、空き家対策について次のとおり伺います。

（1）、市が把握している危険な空き家の件数とどのような対応を進めてきたかについて。

（2）、本年度から創設された老朽住宅除却費補助金の活用状況について。

（3）、ホームページ上の空き地・空き家情報の充実について。

（4）、空き家対策の検討経過について。

大きな2、橋梁の老朽化対策について。道路や橋梁等の交通インフラの老朽化や歩行空間の確保が社会的問題となっています。当市においても道路の維持補修を計画的に取り組まれていると承知しておりますが、市が管理する橋梁の維持補修策について次のとおり伺います。

（1）、市が管理している橋梁の総数について。

（2）、橋梁点検の実施状況について。

（3）、老朽化している橋梁の対策について。

以上、1回目の質問とします。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君（登壇） 私のほうから大きな1の（1）、（2）、（3）と

大きな2のご質問にご答弁申し上げます。

初めに、大きな1の空き家対策についての(1)、市が把握している危険な空き家の件数とどのような対応を進めてきたかについてご答弁を申し上げます。危険な空き家の把握につきましては、市民からの情報提供や固定資産税の家屋調査などを踏まえ、現地調査により建材や屋根材が飛散するおそれがある等の危険な状態のものは4件確認しております。この対応といたしましては、適正な維持管理と防災、防犯上、必要な措置を講じるよう要請しているところであります。要請につきましては、所有者が市内に居住している場合には訪問の上、口頭と文書で行い、市外所有者については現況写真を添えて文書にて要請を続けております。これらの危険な空き家で要請に応じない所有者がいる一方、除却することを決め、現在所有者間の調整を行っているものもところであります。

次に、(2)、本年度から創設された老朽住宅除却費補助金の活用状況についてご答弁申し上げます。本事業は、これまでの空き家対策に加え、新たな方策として危険な空き家になる前に、耐震性が低いとされる昭和56年5月以前に着工された住宅について、国の補助制度を活用し除却費の一部を補助するものであり、本年4月から実施しているものであります。これまで事業開始から11月末現在で6件の申請があり、建設年代別では昭和20年代建設が4件、昭和40年代建設と昭和50年代建設がそれぞれ1件ずつであります。いずれも空き家になってから数年間が過ぎており、長いものでは19年間もの間空き家だったものであり、本事業が危険な空き家にならないよう予防に寄与しているものと考えております。

次に、(3)、ホームページ上の空き地・空き家情報の充実についてご答弁申し上げます。空き地・空き家情報提供事業につきましては、住宅や土地を探している方へ情報の提供を行い、市内の空き地や中古住宅などの有効活用を図る目的で行っているものであります。この事業は、情報提供を希望する所有者からの要望により、空き地・空き住宅及びアパートの情報をホームページ上で提供し、掲載された平面図や外観写真を参考に、所有者と購入希望者等が直接やりとりを行っていただくものであります。この情報を利用し購入に至ったケースもあり、現在アパート情報を29棟、空き地情報を9件掲載しております。なお、戸建ての住宅につきましては、この事業が所有者からの要望で行っていることもあり、情報の登録がない状況であります。今後この空き地・空き家情報の充実を図るため、本年度移住希望者への情報提供を目的として空き家台帳整備事業を実施しておりますので、調査した空き住宅の情報をもとに、この台帳に登録された住宅の中で中古住宅として活用可能な住宅の所有者に対し、空き地・空き家情報提供事業への情報登録を促すことから情報量の充実が図れるものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、大きな2の橋梁の老朽化対策についての(1)、市が管理している橋梁の総数についてご答弁申し上げます。砂川市が管理しております橋梁は、平成24年4月1日現在で82橋であり、内訳として橋梁76橋、人道橋3橋、跨線橋3橋となっております。

ころであります。

次に、(2)、橋梁点検の実施状況についてご答弁申し上げます。橋梁点検につきましては、今年度橋梁の長寿命化修繕計画策定のため橋梁の点検を8月に委託発注しており、82橋のうち高速道路区間にかかっている砂川市が管理する橋梁9カ所について、平成23年度に東日本高速道路株式会社が点検調査を実施しているところから、残り73カ所の橋梁等の点検調査を行っているところでもあります。橋梁点検は、高欄の腐食や地覆の劣化、床板及び橋桁等の状況について点検調査を行うもので、その結果をもとに計画的な橋梁の修繕やかけかえのため長寿命化修繕計画を策定するものであります。この計画は平成25年度に北海道に提出するもので、今後の橋梁工事に対する補助採択の要件とされているものであります。

次に、(3)、老朽化している橋梁の対策についてご答弁申し上げます。前段でもご答弁いたしましたが、本年度実施しております橋梁点検委託は12月28日までの委託期間となっていることから詳細の調査結果は出ておりませんが、この調査結果をもとに来年度には個々の橋梁の老朽化度合いに合わせた橋梁の長寿命化修繕計画の策定を行い、計画的な橋梁の修繕、かけかえにより延命化を図るものでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 私から大きな1の(4)、空き家対策の検討経過についてご答弁申し上げます。

空き家の問題は、防災、住環境、景観などさまざまな方面において深刻化することが予想されることから、効果的な空き家対策を検討するため、現在市民生活課が検討会議の事務局となり、総務課、建築住宅課、その他関係部署による空き家対策検討会を6月以降これまでに7回開催しております。検討会では、空き家対策の窓口の一本化、空き家の解消及び空き家対策に必要な事項について検討することとし、利活用方法や助成制度、対象とする空き家とその把握方法、空き家の状況の把握、行政代執行の必要性及び緊急時の体制、現行法令の適用と条例制定との整合性、必要性などについて、本市にとって実効性のある対策を講じるため、他の自治体での取り組みも参考としながら検討しているところであります。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

市が把握している危険な空き家の件数は4件と伺いました。市内居住者には訪問して状況を聞き取って依頼しているということですね。市外の居住者については文書でやりとりをしているということなのですが、そのほかに応じない件数もありますというようなお話があったのですが、ちょっと聞き取りづらかったのですけれども、応じない件数で今先方とやりとり、なぜ応じないのか、その辺についてわかれば聞かせていただきたいなど。こ

れは個人情報もあるのかもしれませんが、わかる範囲で結構でございます。

次に、老朽住宅除却費の補助金の活用状況6件ということでした。制度導入されて間もないのに既に6件利用されているということは、大変設定した意味があったのかなというふうに受けとめております。ただ、この老朽住宅除却費助成事業ですが、住宅が対象となっておりますけれども、これ住宅以外の建物、本市で2月に起きた例もそうでしたし、他市で起きている倒壊等の事例を見ても、結構住宅以外の建物が倒壊しているケースが非常に目立っていると思います。この住宅以外の建物も今後対象にしていくお考えがあるかどうか、その辺についてもお伺いします。

次に、ホームページの空き地・空き家情報でございますけれども、部長からいろいろ伺ったわけですが、空き家を減らすために売りたい人とか貸したい人とか買いたい人とか借りたい人、これのマッチングが必要になってくると思うのですが、その情報の一つとしてこのホームページで情報を提供するということは大変有効ではないかというふうに考えているのですが、ホームページ上の空き地・空き家情報をクリックすると現在ご紹介している物件はありませんという表記になるのです。先ほど部長のお話では、それは空き家を持っている人からの登録がないからだということのお話があったと同時に、今空き家台帳を作成している段階であるということで、この空き家台帳が完成すればその方々にも働きかけて登録させたいというようなお話だったかというふうに思います。その時期というのは、いつごろを今めどに作業を進めているのかお聞かせ願いたいなというふうに思います。

それから、空き家対策の検討経過の中で幾つか言われておりましたけれども、窓口の一本化も対象になっているというふうにお聞きしたわけなのですが、先ほど市民部長が説明していただいたように多岐にこの空き家対策というのはわたっていますよね。私も質問するときに、委員会でも質問をさせていただきましたし、今回も質問させていただいているのですが、横断的になるものですから、どうしてもすごく気を使ってしまうという場面も私は新人の議員でございますので、そういった場面が多々戸惑ったことがあったと。それで、市民にはこの空き家対策についてまとまった段階ではぜひ窓口を一本化してほしいなと。これ見通しはいかがなのでしょう、その辺についてお伺いしたいなというふうに思います。

以上、2回目の質問にさせていただきます。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 私のほうから3点ほどの質問にご答弁をさせていただきます。

まず、危険家屋の中で応じない理由というふうなお話でございますけれども、どうしても解体を行うためには多額な費用がかかると。場合によっては何百万円単位の費用がかかるということで、どうしてもこの部分がネックになってなかなか要請に応じられないというふうなことでございます。

続きまして、老朽住宅除却費補助金の制度、この制度の住宅以外にもというふうなお話でございますけれども、この制度につきましては先ほどもご答弁させていただきましてけれども、危険な空き家になる前の新たな方策といたしまして、耐震性が低いとされている昭和56年5月以前に建築された住宅について、国の補助制度を活用してことしの4月に実施したものでございますけれども、まだ実施期間が短い事業でございます。このことから、まずは住宅を対象といたしましてこの制度をもう少し検証したいと思っておりますので、今のところ住宅以外という考えはございませんけれども、今後この制度のあり方につきましては今議員さんからお話がございましたことも含めまして、今後十分に検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして、空き家台帳の活用の時期というお話でございますけれども、この空き家台帳につきましては現在広報広聴課のほうでやっている事業でございますけれども、空き家が約300件ほどございます。この空き家のデータの中から中古住宅として活用ができるものを今建築住宅課のほうで調査しておりますので、来年の早い時期に情報提供をしたいと、このように考えてございます。

○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君（登壇） 空き家対策につきましては、部署が複数にまたがるというようなことから私のほうからご答弁させていただきます。

窓口一本化というお話でございましたけれども、先ほど市民部長のほうからお話ししたとおり、空き家においては防災上、景観上、防犯上、あるいは災害上と色々な観点がございます。1部署でということはなかなか現段階では難しいところであります。議員さんから3月議会にご指摘を受けまして、6月から7回ほど既に検討会議をしたところでございますけれども、空き家対策の全体像としてまずお示ししたいのは、管理不全な状態にならない空き家対策というようなことから、実態調査を初め今ほどの空き家台帳の整備あるいは空き家情報の収集、それから仮に条例を制定した場合には条例に基づく規制、助言、指導のあり方、さらには助成金、空き家を発生させないために現在住まいる等で購入の助成あるいは修繕の助成というようなものが空き家にならないための対策として考えられると。それから、管理不全な状態になったときの空き家対策ということでは、仮に条例をつくっていけばその行政指導、行政処分、いわゆる指導から勧告、命令、公表あるいは代執行まで、これらの取り扱いについて第三者機関等も含めた中での位置づけ、あるいは判断基準をどうするかなどを検討しているところでもありますし、さらに緊急時の対策というような部分では、緊急時の措置ということで災害対策基本法等を準用しながら解体等を行った事例もございますけれども、実際にそれらのもの、あるいは現在既存の個別法というものがございまして、その中での対象はどのようなかというようなことも検討しているところであります。

今ほどの個別規制法というのが現在ございまして、その中では代執行まで行ける法律が

ございます。1つは災害対策基本法の関係、これは主に総務課というところが所管になります。それから、消防法に基づくもので、空き家が火災の予防に支障になると、危険ということであれば、これらも行政代執行法に基づいて解体できるというような状況もございますし、さらに建築基準法の関係ではご承知のとおりかと思えます。さらには、道路法の関係によりまして、空き家が道路の構造または通行に支障を及ぼす場合がある場合、これも行政代執行法で解体までできるという仕組みになっております。さらに、廃棄物処理法の中では空き家が廃棄物という形で認定できる場合かつ生活環境の保全に支障があるという場合、これも代執行法を準用いたしまして解体できると。このように、現在の個別法の中で各分野にわたっているというような状況から、なかなかこれらも含めてどこかの部署で一元化でやるということは現段階では非常に難しいのかなというふうに思っております。今検討段階では、これらの個別法が代執行までこれまでに至ったケースはございませんけれども、なぜ行かないのかというようなところも検証を含めまして、さらに仮に条例の必要性、条例と既存法律の整合性など、それらを今検討している最中でございます。いろんな多分野にわたる空き家対策というようなことから、なかなか1部署でということではなり得ないのかなというふうには思いますけれども、ただしかし市民からどういうふうにするにいいのだろうかと、どこに聞けばいいのだろうかとというようなものに対しましては、現在検討している中では相談窓口、総合相談窓口としてどこかの部署を決めて、そこから内容によっては枝分かれをしていくというようなことも考えられるかというようなことで検討しているところでございます。そのような状況でありますので、なかなかどこかの部署で全部負うということは、ちょっと多分野に広い範囲で空き家対策というものがあるものですから、なかなか難しいという状況がございます。ただ、そういう相談窓口の一元化、どこかに聞いたらわかるというような部分は引き続き今検討しておりますので、検討結果をまた出して方向を示していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 今副市長のほうから、窓口の一元化はなかなか多岐にわたるので難しいということについて詳しくご説明をいただきましたけれども、各部門に該当する法律だとか、その辺の関係もあってなかなか膨大な作業があるのだなということを理解しました。ただ、副市長も最後におっしゃってございましたけれども、市民への相談窓口という面では市民が混乱しないようにひとつしっかり対応していただきたいなというふうに思います。

あと、条例について、仮にという前提でしたけれども、最終的には行政代執行も含めた強制的な条例についても検討しているということでしたけれども、他市町村ではかなりこの行政代執行も含めた条例の制定が一般的に最近はなってきたようですけれども、今仮にということだったのですけれども、今検討しているのもそういう行政代執行も含めたある程度強制的な条例の中身になるような内容の検討をしているのだという理解をしてよ

るしいのでしょうか、その辺についてお伺いします。

○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 条例につきましては、滝川市さんでもうつられておりますけれども、代執行まで求める条例というのが今基本的になっておりますけれども、問題はやっぱり勧告、命令、それから公表というようなところに重きを置いて、空き家の状態で不完全な状態で管理されていけばそういうことになるのだという注意喚起みたいなところがどうしてもメインになるかというふうに思っています。現在既存の法律で代執行まで行けるものがあるという状況と、それではやはり不都合なので、条例でそういう空き家対策を迅速に対応できるようにするべきかどうかということが今詰めの作業をしておりますけれども、どうしても既存の法律で使いにくいのだというようなところであれば、そういった形の条例も考えていかなければならないというふうに思っております。ただ、問題は代執行等まで行くに当たっても所有者がわかっているならば所有者の請求ということが出来ますけれども、所有者が不明、いないというような今は相続放棄みたいなものもありますから、そういったものをどうするのかというようなところもやっぱり詰めておかなければならないというふうに思っていますので、それも全部条例で救っていくのだということになるかどうかあわせて今検討しているところであります。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 条例について今ご質問したわけなのですが、先ほど不明な方の対応も含めて今検討するのだということですが、ぜひ具体的なこと、さまざまな方面から検討されていると思うのですが、来年の今ごろにはもう既にでき上がっているのかなと思いますけれども、そのでき上がる時期というのがいつごろをめどにして検討を進めていくのでしょうか、その辺についてお伺いします。

○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 仮に条例ということであれば、従来の注意喚起のみならず、予防措置という部分、例えば情報提供というか、所有者が届け出るといような仕組みも含められないかと。単純に危険だからということだけでの入りではなくて、そういった予防の部分も含めてどうかということもあわせて検討しておりまして、現在年内もしくは年明けぐらいにはある程度今の検討会議での方向性を出しまして、そして内部的に詰めてこれを条例にするかどうかというようなところ、3月に間に合えば新設条例ということになるかもしれませんが、3月に出せるかどうかということも含めて今作業を進めていきたいというふうに思っているところであります。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 ありがとうございます。空き家対策については終わります。

次に、橋梁の老朽化対策に入ります。先ほど市が管理している橋梁の数は82あって、現在8月から73点検しておりますと。先々には長期修繕化計画とおっしゃったのでしょ

うか、そういったものを計画的に作成していくということだったのですが、私ちょっと聞き漏らしたのですけれども、この長期修繕化計画をいつごろまでにまとめて、私どもの目に映るのは、議会に提示されるのはいつごろを目標としているのか、その辺についてもう一度お聞かせ願いたいのですが。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 橋梁の長寿命化修繕計画の策定期間というふうなお話でございますけれども、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、今年度橋梁の点検委託を発注してございます。これは、12月28日の工期でございますので、点検内容を十分検討いたしまして、平成25年度中にはこの橋梁の修繕計画の策定を行いたいというふうに考えてございます。この計画策定完了いたしましたら、所管の委員会のほうに報告を行いたいと、このように考えてございます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 わかりました。交通インフラについては、どこの自治体でも問題になっておまして、限られた予算の中でどう対応していくかというのが一つのポイントになっております。限られた予算をどうやってコストの圧縮をしたり、それから平準化したりと、いろいろ課題があるかと思えますけれども、橋梁の長寿命化計画、正式にはまだ決まっていないかもしれませんが、明らかにして我々が安心して暮らせるような道路なり、橋なり、そういったものを今後とも維持管理していただきたいということを申し上げて質問は終わります。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 私の一般質問は3点です。

まず、第1点目は、メガソーラーの誘致について。昨年より市長の主要行政報告で、道央工業団地におけるメガソーラー誘致が積極的に示されておりましたが、その現状と今後の取り組みについてをお伺いをいたします。

2点目は、コメリの進出についてであります。報道によりますと、ホームセンター大手のコメリ、本社は新潟市にあるそうですが、コメリが市内空知太に売り場面積1万平方メートルを超える店舗を平成26年春にオープンさせるということですが、市の対応と市内経済に及ぼす影響についてをお伺いをいたします。

3点目は、高齢者介護の現状についてを伺います。砂川市の要支援、要介護認定者は10月末現在1,005人となりました。高齢化の高まりとともに、高齢者が高齢者を介護する老老介護世帯が多く見られるようになっていきます。高齢者介護の実態調査は行われているとは思いますが、砂川市の現状について伺います。

以上です。

○議長 東 英男君 小黒弘議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時00分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

小黑弘議員の質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） それでは、大きな1番と2番について私のほうからご答弁させていただきます。

最初に、大きな1番、メガソーラーの誘致の現状と今後の取り組みについてご答弁申し上げます。メガソーラーの誘致の現状については、既に主要行政報告でご報告しておりますが、これまで空知総合振興局を通じてソフトバンク株式会社、国際航業株式会社、三井物産株式会社、コスモ石油株式会社、カナディアンソーラー・ジャパン株式会社、シャープ株式会社、ソーラーウェイ株式会社の7社から問い合わせがあり、その都度企業の担当者を道央砂川工業団地にご案内してメガソーラー施設建設候補地への提案書を提出しておりました。この7社のうち、一番熱心に当市にお問い合わせがあったのがシャープ株式会社で、奈良県から担当者3名が本年2月28日に道央砂川工業団地を視察され、雪解け4月下旬に再度現地を訪れ、砂川市でのソーラー発電事業構想案の提案書をいただき、5月上旬に北海道電力滝川営業所に道央砂川工業団地におけるメガソーラー設置に関する簡易検討申込書が提出されたところであります。その後、5月下旬に簡易検討申込書の結果から、やはり豪雪地帯での建設は初期投資が過大となること、日射量が多い道東方面や降雪量、積雪量が少ない道南方面と比較しますと、豪雪地帯への進出については大変厳しいとの回答でございました。しかし、その後も誘致活動を続けた結果、シャープ側も7月上旬に砂川への進出を再検討していただくこととなり、8月下旬に北海道電力滝川営業所にメガソーラー発電施設の詳細検討申込書を提出していただきました。しかし、このころからシャープ株式会社の本体事業であります液晶テレビ部門の業績悪化のマスコミ報道がありました。担当部署としては、新聞報道を見て誘致が厳しくなるのではないかと考え、シャープ側の担当者と連絡を続けたところ、液晶テレビ部門は厳しいがメガソーラー部門は好調と聞いて、10月末段階で進出の可能性が高いと認識していたところであります。その後、業績予想が大幅に下方修正され、新規投資となる事業の凍結・中止など、最終的に砂川市への進出計画がなくなったことについて説明を受けたところであります。今後の取り組みであります、引き続き他のメガソーラー企業からの問い合わせには、建設候補地に道央砂川工業団地を提案してまいりたいと考えております。

次に、大きな2番目、コメリの進出についてご答弁申し上げます。地元の新聞報道から、全国展開されている株式会社コメリの本社がございませぬ新潟県新潟市の広報室に問い合わせたところ、砂川市への進出はまだ最終決定ではないが、構想段階として計画を進めている状況とのことであります。仮に進出となりますと、市の対応と市内経済に及ぼす影響な

どについては、建設予定地とされる場所が都市計画区域の準工業地域であり、砂川市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例に基づき、大規模集客施設の建築を制限する地区でありますので、商品の売り場面積のほか、付随する事務所、倉庫や建物内通路等の床面積も加えた延べ床面積の合計が1万平方メートルを超えるものについては建築できないものでありますが、定められた規模内の建築物であれば建設可能となるものであります。この企業進出に伴う市内経済に及ぼす影響については、現在コメリがどのような商品を取り扱うのか不明であります。報道されている内容であれば、既存の同業店舗や小規模の商業店舗で販売されている日用品や農業資材、建築資材などと競合することとなるので、影響があるものと考えております。一方で、進出に伴う雇用も考えられるところであります。なお、大型店舗進出につきましては大規模小売店舗立地法により事前に北海道に届け出する必要がある。その届け出後は地元説明会の開催、4カ月間の縦覧期間を経て市及び住民の意見を聞かなければならないこととなっており、意見等があれば北海道を通じて進出企業に報告されることとなっております。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 私から大きな3の高齢者介護の現状についてご答弁申し上げます。

10月末現在の要支援、要介護認定者数は1,005人であり、このうち介護保険の適用となる入所型の介護サービスを利用していない要支援、要介護認定者数は668人となっております。介護サービスを適切に受けていただくために、ケアマネジャーは在宅での生活が困難になり、介護施設等の利用が必要と思われるような事態に直面した場合など、本人や介護する家族からの相談に応じているほか、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターでも同様に相談に応じており、その時々本人の介護状態に応じた介護サービスの提供を受けることが可能な体制となっております。このことから、高齢者介護につきましては個別に対応しているところであり、現在まで実態調査は実施していませんでしたが、ケアマネジャーを通じて高齢者介護の状況を集計したところ、65歳以上の高齢者が高齢者を介護するいわゆる老老介護と言われる世帯数につきましては、概算集計数字ではありますが、要支援1・2が50世帯、要介護1が32世帯、要介護2が16世帯、要介護3が12世帯、要介護4が4世帯、要介護5が6世帯、以上合計で120世帯となっているところであります。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 順序を追って質問をしたいと思いますけれども、メガソーラーの関係ですけれども、今のお話だとシャープが相当いいところまでいったのだけれども、残念ながらだめだったという報告でした。これまで結構いろんなところからシャープがほぼ決定的だということが聞かされていて、特に私はほかのまちの首長さんから、いやいやすごい、砂川はシャープが来るのですってなんていう話まで聞いていたものですから相当期待をし

ていたのですけれども、今の理由でいくと残念ながらシャープの会社本体の経営が悪化したということで、今回は残念ながら滝川に先を超されて、砂川が空知でまず最初のということにはならなかったということの結果が今示されたわけなのですが、だめなものはないわけで、今後このメガソーラーということに関して、砂川市はどのようなふうな考え方をしていくのかなというのをきょうは特に伺いしようかなというふうに思っているのです。ここは先ほどの答弁でもあったのですけれども、豪雪地帯でもあり、それからいろんな要素があるのだらうと思うのですけれども、メガソーラーというものの誘致にとっては道央砂川工業団地というのはかなりいい条件にあるのかどうか、まず伺いたいと思うのですけれども。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 メガソーラーの企業誘致の関係で、豪雪地帯の要素なのですけれども、やはり雪のないところとあるところの初期投資にパネルの足を高くしなければならぬ、それだけ積雪量の方だけ初期投資にお金がかかるということのデメリットがございます。それと、雪が載りますので、下に落とさなければならぬということで角度もちょっと上げなければならぬ。そうすると、日射量がちょっと少なくなると、そういうデメリット。ただ、メリットにつきましては、1月、2月、3月、4月の上旬でしょうか、雪があるせいで反射で一番日射量が逆にその時期だけ発電量が上がると、そういうメリットもあるということで、誘致企業には豪雪地帯のデメリットのほかにも雪本来の持っているメリットも強調してお願いした経過がございます。

それと、道央砂川工業団地の条件でございますけれども、やはり変電所までの距離がちょっと遠かったものですから、そういうことから比べますと今回新聞報道でありました滝川市さんと比べると、うちのほうがマイナス面があったのかなという形で考えてございます。いずれにしましても、道央砂川工業団地の用地がかなり広くございますので、大規模な施設建設等々には条件がございますので、その辺のメリットなども生かしながら今後も企業誘致、メガソーラーについての要望はさせていただきたいということで考えてございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 滝川のことはどうでもいいのですけれども、変電所の距離という意味では、今お話が1つありました豪雪地帯ということで普通心配するのは、メガソーラーのそこに雪が積もったら普通だったら発電に相当影響するのではないかというのがまず1つありますよね。だから、今道内でも七十何カ所かはもう決定しているような状況があるのだけれども、やっぱり全体の地図を見ると太平洋側のほうにその建設地が多いということは確実にあるわけで、そういう点では砂川の豪雪地帯というのが相当マイナスの要件になるのかなというふうには思っていたのですが、先ほどのシャープとの関係でいくとそれは何とかかなるのだという、シャープのほうも採算面としてはその点については問題ないという

ふうなことだったのだろうとは思いますが、次に変電所のことなのですから、これはやはり他の地域から比べていくと進出をしようとする企業にとっては相当経費がかかるか、そういうようなことというのはどうだったのでしょうか。シャープが現に来ようと思っていたのだろうと思いますので、その辺の試算というか、デメリット分というのわかっているのではないかと思うのですけれども、そこら辺はどうだったのでしょうか。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 いろいろ7社のうち、一番熱心に来ていただいたのがシャープということで、本当に他の企業は雪のない時期に現地を訪れて、このシャープさんだけが雪のあるときと、また雪解けのときということで一番熱心に来たので、いろいろな折衝を続けておりました。ただ、このシャープさんは一応雪があるということからいろいろ初期投資に、道東方面だとか道南方面と比べると豪雪地帯は1度は断念というようなご回答をいただいたのですけれども、やはり断られてから熱心に営業するのが私たちの企業誘致の担当部署でございますので、そういう熱意というものも相手側に十分伝わったかと思っております。それで、再度7月に入りましてから再検討ということになったわけでございます。ただ、そのときに再検討の段階で他の地域から比べると変電所までの予算的なものが大体4,000万ほどかかるということで、そういうデメリット部分というのがお話もありましたけれども、20年の賃貸の契約になるわけでございますけれども、通常メガソーラーというのは雇用は生まれませんのですけれども、広い敷地で建物は無いのですけれども、施設の償却資産という2つの収入が見込まれます。そのようなことで、当市といたしましても広い用地の中での事業展開を強く熱望いたしましたところ、そういう熱意が入りまして、シャープさんは他の企業と比べまして自家でメガソーラーの機械の工場を持っているということで、通常他の企業は電気屋さんからそういうメガソーラーのパネルを買わなければならない。そういうことから比べますと、直営といいますか、自分の自社で工場をつくっているパネルをそのまま自社のほうで使うことができるという、その辺の初期投資の段階での差というものがございましたので、ある程度砂川市での初期投資の増加分はそういうところで埋められるのではないかとということで私たちのほうも判断して、できれば直営になります電気のシャープということで強い熱意を持った形で営業をしていたわけでございますけれども、いかんせん急激に本体事業等の経営状況が悪化したということで砂川市の新規事業は見送られたということでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 シャープのことではなくて今後のことなのですから、つまり変電所までの距離、道央工業団地から変電所までだと普通のところよりは4,000万ぐらいは企業にとってはかかってしまう、初期投資として多くかかってしまうということが現実にあるということなのですね。それで、今後何かもう北電も最近道内で74施設いっぱい出てきたので、送電能力そのものが満杯になってくるというような状況があったりとか、

そこに対して政府がもう少し北電に拡大しろと経産省が言っているという新聞記事もあったわけですが、それともう一つ、先ほども出てきた20年間の買い取り価格の件ですが、これはことしじゅうにやるかやらないかとかという問題ではなくて、今後もメガソーラーが来たときには42円の買い取りというのは、これから先20年間というのは続くというふうにこれは考えていいことかどうかお伺いしたいのですけれども。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 現在再生エネルギーの42円の買い取り価格は、来年3月31日までに経産局の認可をいただいたものが42円ということで、来年の4月1日以降についてはいろいろな経済誌情報等によれば、ひょっとしたら値下げされるのではないかなというような情報もいただいておりますけれども、この辺につきましてはまだ決定ではございませんので、判断のしようがないわけでございますけれども、とりあえず現在の42円の買い取り価格は来年の3月31日までということになってございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 何かだんだん今後一体これがどうなっていくのかなという、今もメガソーラーについての誘致は今後もというふうなお話はあったのですけれども、実際送電能力の関係、ちょっとやっぱり豪雪地帯のデメリット、それから変電所への距離がある、もしかすると来年3月31日を超えるとこの買い取り価格42円というのが下がってしまうかもわからない。今みんながわあっとやっているのがこの3月31日というポイントのかなというふうに今はわかるのですけれども、市長、これからの話なのですけれども、いろいろなメリット、デメリットというか、このメガソーラーというのは本当に先ほどの部長の話ではないけれども、雇用って生まれないと思うのです。もう機械をぼんと、そのパネルを置いてしまえばそれで終わり。多分普通でいくと1人か2人ぐらいがそこにいればいいという状況なのだろうというふうに思うのですけれども、ただかなり広いスペースをとってくれるので、うちみたいに売れ残っている工業団地がかなり広いスペースであるとすれば、しかもどれだけもうかるかわからない。滝川の話だと20年間で1億ぐらい、これ割り算すると年間500万ぐらいの赤字ということになるのですけれども、それも大きいと言えば大きいことなのですが、今後もっともっと積極的に、今回シャープは無理ということにはなったのですが、今まで企業誘致というと砂川市は大分1年間ぐらいはメガソーラーにかなり集中してやってきたのです。それで、シャープがいいところまでいった。だけれども、きょうの段階ではもうだめと。こうなっていくときに、今後この市長の誘致政策として先ほどのやりとりの中でももちろん市長も十分おわかりになっていると思うのですけれども、今後ここら辺のところを力を入れていこうとするのか、メガソーラーはちょっと無理かなというふうに考えていくのか。それは何でかといえば、やっぱり大きなスペースをとられるわけですから、工業団地といったってまだまだ売れ残りはたくさんあるにしても相当なやっぱり大きさになるわけですよ。そんなことも含めてお伺いした

いなというふうに思います。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） メガソーラーの件ですけれども、今の国の動きを見ておりますと、どうも原発はすぐには再稼働する見込みがないという状況でございます。今言われているのは、いわゆる原発を稼働させるにしても将来の代替エネルギー、これを確保しないで原発を無条件で再稼働させるような方向にはどうもどの政党もいっていないと。2党ぐらいはすぐやるべきだと言っているところもございませけれども、問題は代替エネルギーの問題がやっぱり一義的には出てくると。国の恐らく向かっていくであろう方向性を見ていきますと、1つは発電と送電を分離しないとなかなかそれは難しいのではないかと。もう1つは、風力または地熱、メガソーラー、これが恒久的なエネルギーになるかならないかの安定的な電源にはならないと。風が吹かなければ電力は起きない、太陽が出てこなければ発電ができないという問題はあるにしろ、そういうものがないと日本の経済は参ってしまうと。だから、タッグで進まなければならないだろうというのが今の国の流れになっていると。ですから、メガソーラーについてもその単価の問題を今の段階で私が論評をする資料は持ち合わせておりませんが、恐らくは買い取り価格についてはまだ継続する可能性も今の国の経済情勢、政治情勢からいくと継続するのではないかと。

それで、経済部長のほうはかなり熱心に、1度断られたのでありますけれども、やっぱり新潟のほうでは豪雪地帯でも実際にメガソーラーやっているところがあると、北海道でも雪のあるところである程度シャープも1度その発電能力を見たかったというのも恐らくあったと私は思っております。そうでないと、なかなか採算的には厳しいのに砂川市に来るといふ決断を1度はシャープはしてございましたので、私はいわゆる新聞で5,000億とかシャープが赤字出た時点でこれは悪いタイミングのときに出してしまったなど。すぐ経済部長にこれひょっとしたら銀行の管理に入るかもしれないから、本社のほうに確認してくれという話をしまして行ってもらったのですけれども、やはり銀行管理でシャープ自体はその時点でも収益が上がる事業ですからやりたいというふうに会社自体は言っておりました。ただ、銀行管理で銀行がオーケーしないとなかなか事業ができないというのが向こうの担当者の話でございましたので、残念ながらタイミング悪くこれは諦めざるを得なかったと。ただ、砂川市としてはやはり国の政策の流れを見ていくと、まだこれについてはせっかくシャープがここまでやってきたデータも蓄積しているわけございまして、シャープさんもうちの企業ではなかなか難しいけれども、もしいろいろ要望があればそれらのデータの活用も考えているというふうに、これは正式な話ではないですけれども、そういう話もされておりました。ですから、私はまだ国の動向も見なければならぬけれども、太陽光発電についてはできれば工業団地、広大な土地余っておりますから、それを企業誘致でそこを全部埋めるなんていうことはなかなか難しいだろうと。ちょっと話それますが、私はできれば地元の元気な企業に何とか振興条例の中でいろいろ大きくなってい

ただいて、工場をあそこに建ててもらおうのが本来の私の役割なのですけれども、理想どおりにいかない場面も現実にはございますけれども、そういう努力はやっぱり太陽光発電も含めてこれからもしていきたいというふうには思っております。よろしいでしょうか。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市長の答弁だったのですけれども、余り元気いっぱいこれから頑張りぞという感じではなかったかなというふうにはちょっと思ったのですけれども、本気でやるならばさっきから部長がおっしゃっているデメリットの部分、つまり滝川はなぜうまくいって、うちがうまくいかなかったかというところを今考えると、どうも変電所からの距離というのも相当大的な意味があったのかなというふうに思うのです。これは、現実に変電所を持ってくるわけにいかないの、道央工業団地あれでは必ず4,000万はほかのところで作るよりは、企業はうちに来るとなるときにはかかってしまうのだらうと思うのです。今たまたま市長がおっしゃった企業振興条例の中で、このメガソーラーの誘致ということに対して何か補助するようなことというのはあったのですかどうか、ちょっと確認したいのですけれども、部長お願いします。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 9月議会に企業振興促進条例を改正いたしまして、企業の誘致につきましては業種によって絞り込んでございます。現在の条例では製造業、それから運輸、それから卸売業、この3つが企業の主な……この企業の業種が日本産業分類に該当する企業であれば優遇制度が受けられるということで、メガソーラーにつきましてはこの条例の対象外でございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 もう一回、市長なのですけれども、これ今言ったように企業振興条例の対象ではないのです、メガソーラーというのは、それでいながらやっぱりデメリット分というのはどうしても出てきてしまう。こういうときに市長は、もしこれ企業が、メガソーラーが来ようという、またシャープ以外にですよ。といったときに、この企業振興条例をもう一度改正してまでもメガソーラーを何とか持ってきていたいというような意気込みというか、気持ちというのはあるのでしょうか、今現在。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 大変難しい問題ですけれども、その金額に恐らくよるだろうと。だから、私が先ほど申し上げましたのは、今回はだめでしたけれども、国の動向を見てくださいどうも太陽光なり風力発電のほうには、いわゆる自民党政権はかなり手厚く政策をしていくような方向にも見えております。その状況を見ながら、うちに係る今小黒議員の言った4キロ、1キロというような話をちょっと聞いていますと、うちが4キロでかなりちょっとハンディをしょっているというのもございますけれども、それがハンディになるのか、単価の問題、国の制度の問題、それを絡み合わせながら、もしペイするのであれば砂川市

が補助を絶対しないのだという姿勢ではございません。補助してでもそれがある程度砂川市にとって必要と判断すれば、それを補助する考えはございます。ただ、額が何ぼかというのは、ちょっと総体のかかる経費とかそれを見ないと今お話しすることはできませんけれども、出すこと自体について問題あるものだというふうには認識してございません。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今の市長のお話で今後判断するしかないのかなと私も思っております。できれば何らかの形で砂川市も……でもただちょっと滝川が先行ってしまったから、これが空知で一番というのだったら、かなりいいパターンだったかなとは思いますが、今後はこの砂川市にとってやっぱり市長のおっしゃるとおりですよ。どうメリットというか、いいことになってくるかということですが今は言えないのかなというふうに思っています。

次に、コメリのお話なのですが、こっちはまたいいか悪いかちょっと複雑なところで、今でお話をするときちょっとまだ決まっているわけでもなさそうというか、市としてはこんなでかいものが来て、市内の経済にもかなり影響を及ぼさるうというものが来るか来ないかと新聞で報道されていても、どうにもこうにも確認のしようもないということなのでしょうか。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 コメリの進出につきましては、こういう新聞記事等がございましたので、早速本社の新潟県新潟市にある担当のほうに電話をかけていろいろな情報をいただいております。ただ、コメリさんは店舗の用地をとりあえず北海道担当の者がある程度めどをつけて確保したということでございまして、実際こういう大型店は物流センターがなければ事業展開できないということでございます。ただ、九州の事例をお話をされておりましたけれども、ここもやはり物流センターを確保してから5年かかったそうです。そこにある程度コメリのいろいろな商品を保管する、そしてそこから配送、流通するというので、そして多店舗展開でもってやっていくということでございますから、この物流センターを北海道のどこにするかを今検討中だということでございましたので、新聞にあるような形での来年度着工または26年度のオープンということにはちょっと見込めないということでございましたので、新聞記事でも見込みだとか予定だとかというような記事が載っていたかと思うのですが、そういうようなことで早急に砂川での店舗の建設ということはちょっと先の話だということで伺っておりましたので、決定ではないと。それで、構想の段階だということのお話を受けてございます。ただ、今お話があったとおり、もし仮にそういうものができましたら同業種の小規模な店舗については影響はあるだろうということで認識しているところでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 いつの段階になるとこういう大型店の場合、全く市には情報が入ってこ

ないと言ってもいいくらいですよ。確実なのかどうなのか、本当にどのくらいで来るのか来ないのか。これって何だかすごく変な話だなと実は思うわけです。本当に1万平米といたら、新聞報道によれば一番わかりやすいのはダイエーのあの大きな店舗がああ空知太のところにぼんとできるかできないかという話ですが実は何もわからないのだというこの状態、この状態は一体何でこういうふうになってくるのかなというのがまず第一ですよ。もう一つは、では砂川市としてこういう議会の中でコメリが来ますと言える段階というのは、どういう状況になったときにそういう状態なのかをちょっと話してほしいと思うのですけれども。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 砂川市としてコメリの進出の状況でございますけれども、今前段でお話ししたとおり本社の担当者のほうとは既に電話等で連絡してございまして、市としては物流センターの関係で工業団地に誘致できないかということのアプローチを今している段階でございます。これは、運送業だとか商工業に該当する企業ということでございまして、うちの条例の対象にもなるということで、今後は大きな敷地も使われるということでございます。この大きな企業の物流センターとなりますと、10万平方メートル以上の敷地が使われるということでございますので、十分当市の工業団地にも該当するものではないかなと思ってございます。ですから、そういう物流センターができて、そして北海道も砂川以外に道内4カ所ぐらいの、または5カ所ぐらいの大きな店舗展開をしてその物流センターを通じた形で配送をしていかないと、企業としてはなかなかスタートは切れないのだというお話でございます。今月の12月の25日も東京都1都3県の物流センターが茨城県にできて、そのテープカットがあるという情報もいただいております。そのお話を聞いても、やはり多店舗展開をするには物流センターの大きな敷地が要ということでございますので、そういう情報をいただいた段階で砂川市のほうにも店舗の計画等につきましては前段で1回目のご答弁で申し上げたとおり、大規模店舗立地法に基づいた計画が出ますと市町村が縦覧の窓口になっているいろいろ市民の皆様、また砂川市からの意見聴取も行いますので、そういう段階で初めて明らかになってくるのかなと思ってございます。ただ、こういう情報をいただいたらすぐに企業との折衝は始めますので、近々北海道担当の者が私のほうに挨拶に来たいということで連絡を受けてございますので、私のほうも積極的にアプローチをする形で企業誘致に努めてまいりたいと思っておりますが、ただ流通センターはコメリの100%の子会社で違う企業名になってございますので、そういう企業の中でのお話ということになると思うのですけれども、ただコメリさんはそういう大型小売店ということでございますので、このようなものにつきましては少なからず当市の同じ同業者については影響は大きいなと考えてございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今部長は、かなり市役所の中でも営業マン的な人材だと思っているので

すけれども、その方が積極的に誘致に努めていきたいというようなお言葉が今出たと思うのです。僕は、これがまだ確定であるかないかというのは別にしても、市としてはどうするのかと実は思っているのです。大きなものが来ることについて、積極的にこれから誘致活動をしようとするものなのか、じっと黙ってその大企業を待っているのかということなのです。でも、部長のお話だとちょっと積極的に誘致しようというようなお話だと。これは、市長も同じような考えというふうに考えてよろしいですかね。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 私も同じでございます。企業誘致は、やはり誘致というよりも車の流れ、人の流れが起きなければ物事は進まない。その第一歩、人のいないところに物は売れない。だから、来るものは拒まずではなく、どんどん来ていただいて多少核になるものがないと、それとともに発展していくということがないのが今の日本の経済の現状でございます。

それで、先ほどの質問にもまた戻るのですけれども、いわゆる今のこういう大企業が店舗展開するときには、かつては土地も取得してちゃんと手続を踏んできた。ところが、ここ20年ほど前から全部賃貸になっている。いつでも撤退できるようなスタイルを必ず、要するに初期投資でそんなにお金をかけないというのが大手の物の考え方でございますから、ある程度道内の中に目星をつけたところについてはそれぞれ地権者と交渉しながら、恐らく企業のほうはそこから物流センターをどこどこに建てる、そのためにはここに店が必要だとかいろんな検討を恐らく、やみくもには土地の話は地権者にしないですから、もう現実に砂川の場合は複数の地権者に話をされていて、砂川にある程度候補地に絞った要因というのはいわゆる国道12号線に面している、もう1つは敷地の裏側にすぐ空知太中通りが通っていると。あの企業の立地条件というのは、個人で買い物に来る人を主に想定しているところではなく、業者なり農家の方がトラックで来て大量に仕入れていく。そのためには、どうしても交通のいわゆる道路が整備されているところがまずは必須条件であったというような話も、これは会社との接触はございませんから、代理に当たった方がそのような話をしておられたということでございますけれども、その部分については来ることによって関連の産業も起こり得ることもありますし、いずれにしても核になるものがないとその周りには張りついていかないと。人が来れば張りついていく要素は必ず起きてくるというのが経済の原則でございますから、来ていただくものについてはどんどん来ていただきたいというのが私の姿勢でございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 その言葉がどう出るのかなというふうに実は思ったのですけれども、このコメリというところ、ホームページだけなのですけれども、いろいろ調べていくと相当な砂川市内の業種に影響を及ぼすような展開をしている企業だと。しかも、大企業中の企業でして、農産物も販売してしまったりとか、肥料なんかは普通の4割引か何かで売った

りとか、それ以外にもリフォーム業まで、しかも建築資材もホームックやサンワドー等、ああいう家庭用のものとは違うような展開までしていったり、さっきも言ったようにリフォーム業までやっていく。こうなっていくと、農協から金物屋さんはもちろんだけれども、下手すると今ある小さなサンワドー、これが小さくなっていくわけですよね。それから、ホームック、こういうところまでも売り上げの影響が大きく出てくるだろうと。それから、さっきも言ったように農協自体も資材を農家の人たちが安いところで買うということになってくれば、農協自体もまた影響が起こってくるし、それ以外にも食品や何かも全部インターネットでやりとりをするというような会社の特色を持っているところなのです。本当にこうなってくると中心商店街あるいは中心市街地、それも含めて今である大型店というもののところにまで影響を及ぼしかねない大企業だと思うわけです。来るものは拒まずはいいのだけれども、さっきも市長が言ったようにこういうところはだめになったらすぐ逃げていくのだと思うのです。その逃げていった後は本当に草がただ残るだけなんていう砂川市になってしまったら、これは本当に困ると思うのです。市長は、かねがね中心商店街はこれからも大事だし、きちり守っていくのだというお話をずっとされてきました。しかも、病院からどう流していくのだと。この中心市街地に病院を建てたのも中心市街地を守るためというところも大きな意味だったと思います。

今誘致は積極的にしていきたいと市長はおっしゃったのだけれども、今このコメリが来ようとするところは空知太です。ここにまた1つの核ができるとすれば、まさに砂川市内は分断されていくと思うのです。あの市町村合併の病院のときと同じなわけです。そこをただただ企業が来てくれるからいいのだと、大賛成なのだというだけで市長いいのかなというふうに僕は正直思うのです。ちょっと僕は矛盾すると思うのです。中心商店街もこれ以上に栄えつつ、このコメリが来てもこの流れは中心市街地にそのまんまとどまっているのだというふうになっていけるぐらいに今中心商店街は盛んかといったら、もう黙っていたとしてもしかすると危ないぞという状況の中にあるわけです。金物屋さん、この小さい人口の砂川で3件あるのです、珍しく。サンワドーやホームックがあったって何とかやっているのです、この3件って。ここももうだめかもしれない。こんな状況がこのコメリが来るといって相当な影響は受けるだろうというふうに思うのです。それでも来るものは拒まずなのかどうなのかなのです。この来るものを拒まずもいいのだけれども、それならそれで中心商店街なり商店街にどういうふうな砂川市は作戦をとっていくのか。できれば両立してもらったほうがいいですよ。そうすればコメリで雇用も生まれるかもしれない。だけれども、コメリが来たから中心街がだめになったでは、これ今の市長の私は来るもの拒まずです、大いに誘致しますという言葉が結構な問題になってしまうかもしれないわけです。そここのところを考えて私はこう言ったのだけれども、そこはどういうふうに市長は今の言葉を考えていかれているのか。これは議会での発言ですから大きなことだと思うのです。やはり影響というのは、私は正直大きいと思うのです、この巨大なものがもし来た

ときにです。そこの中心市街地、商店街ということの関連、ここをもう少し市長にお話しさせていただきたいと思うのです。これを誘致するに当たってはちゃんと大丈夫だぞということを……商店街がですよ。言っていただければ、これはみんなでコメリ誘致に向かっていけると思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 コメリは、誘致するわけではなくて向こうが来るのです。制限するものは、砂川市には現実にはございません。ですから、情報もまだわからないと。ただ、膨大なそういう施設が来ることによって車の流れ、人の流れ、また税金等、雇用も含めると大きなそれは一つのプラス要因であると。一方、小黒議員が言われるとおり中心市街地の問題もあると。かつてホームックが来るときに近くの金物屋さんがだめになるのではないかという話も当時されていたように思います。ところが、現実には金物屋さんに聞くと、かえってそれがあることによって、あそこにはないものをそろえて波状効果でそれによって来る人がふえたというふうにあそこの店主は言うておられました。いかにやっていくかというのも当然みんなが考えていかなければならない問題で、それを文面的に来るから大変な問題だからどうするのだと、そういう問題で捉えるべきではなくて、来るのはそれはもう制限するものはないですから来てもらって、それに対する経済効果を砂川市はしっかり受ければいいと。それとは別に砂川の商店街をどうしていくのだと。それは、中心市街地活性化協議会、解散して新たなものでスタートしましたがけれども、それは行政と民間の人が一緒になって生き残りをかけて考えていくべき問題で、そこを対比させてゼロか1かという論議はちょっと私は違うような形で、経済活動ですから、それをもし砂川市が制限できるのだったら、市長が制限、来ないようにすれというふうに言っているわけではないと思うのです、小黒議員は。あれは、もう砂川市は制限できませんから来られると。それに対する経済効果は間違いなく雇用も含めて起きますから、それが砂川市にとって私はマイナスになるとは思っていない。車も通りますし、人も集まるとその近くのところがまた違う形で変わっていくかもしれない。これがいいかどうかというのは、滝川のバイパスができてあっちのほうに全部移ってしまって中心市街地が疲弊してしまったと。だから、あの道路のつくり方が本当によかったどうかはまた別問題になりますけれども、それは企業なり、そういう大手がどこに建てるかというのはなかなか今の法律、条例の中では制限するのは難しいというのがございます。

だから、もとに戻しますと問題はそれらを受けつつもまちの中をどうしていくのだというのはこの問題とちょっと離れてしまうかもしれないけれども、それは中心市街地活性化が今度本当は私は中心商店街活性化協議会みたいなものをイメージしていて、商店街を何とかしていく方策をみんなで考えてやっていかなければならないと。その手だてを今私はある程度いろんな案を商工のほうに提示しながら何とか、行政が発信していくとまずいと、そういうのをそういう協議会の中からみんなでやっていく方法をとっていただきたいとい

うのが私の考え方でございます。その中でまとめれば、市はある程度のものを商店街のためには核となるものをつくったり、いろんなものをしてもいいという考えは持っていますので、それはそこでどうやって高齢化社会に向けてうちの商店街は生きていくのだと。先進市を見ると15日、年金の出る日に今はシニア世代がお金を持っていると。それは2カ月に1回必ずまちの中にみんなやってくると、お金をおろしに。それをそのまま帰してはいけないと、何とか高齢化時代に向けた砂川市の商店街の生き残り策を考えていくとか、いろんなアイデアをいっぱい持っておられる方もまちの中にはいっぱいおられます。その人たちと行政が一緒になって、これだというものがあればそれをやっていく、それを積み重ねていくのが本当のまちづくりだというふうに思っていて、これがあるからこっちが疲弊するからどうするのだということではなくて、それはそれで経済効果を生むのだと、しからはまちの中をどうするかというのをみんなですべてを受け取る商店街を含めて一緒に考えていくべきだと思いますし、私はそれに対しては消極的ではございませんから、いろんなことを言って進んでいくものだというふうに思っていますから、みんなと一緒にできれば小黒議員も協力していただいて、それはいいことだと、やっていくと、議員の皆さんも賛同いただいてやっていければというのが私の強い思いでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市長、市長の発言というのは物すごく大きな発言なのです。大企業を1つ誘致するかしないか、大店舗を。これ市長選にもなるような話になる場合があるのです。それぐらい大きな店舗が来るときは本当に大議論になる可能性があるわけです。僕は、市長にここはまだはっきりしていない、部長に聞いたのはだったら誘致するのですかしないのですかと聞いたのです。誘致します、大いにしますと。市長にもどういうお考えなのですかと聞いたら、市長も誘致すると。誘致するということは、積極的に持ってこようとするわけなのです。それと、ではそうだったとすれば、それに影響を受ける商店街にとってどういうふうにお考えなのですかというお話をしましたよね。これちっともばらばらな話ではなくて、これをどう考えるからこっちをどうしていこうかということは同時に考えていかなかったら、それこそ無責任な発言になってしまうのです。来るものは来てもらうのだと、だけれどもこっちはこっちでそれなりのことはやるのだではないのだと思うのです。市長の考え方、市長はそういうものではなくて、やはり中心商店街を守るためにはこれは来るのだから、これは拒めないのだからどうしなければいけないかということ、中心商店街あるいは商店街の皆さんにきっちり早い段階から話をしていかざるを得ないのだろうと、話をしていくべきだと私は思うのです。この辺については、市長の答弁はいい……お答えになりますか。では、どうぞ。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 小黒議員の前段の誘致するのですかという趣旨というのはもっと大きく捉えて恐らく経済部長も言ったし、私もそうだったと。私が言ったのは、拒めないと

いった時点で誘致とか云々の話ではなくて、向こうが来ると言ったら来れるのです。それを制限するものがないと私は申し上げたつもりですけども。それで、積極的に誘致するといったって向こうが来ないと言ったら終わりですから、うちでは拒めない、そこである程度わかると思うのです。だから、誘致するのだったらうちはデータを持っています、誘致するのなら。向こうは一切介入しないのです。代理人の方がいろんな情報を言っているだけで、それが確定でもないし、ただ立地条件からいくと私は個人的には確率は高いと。ただ、それを拒めないものを誘致と言うのかどうかというのは、ちょっと厳密に言うとうちだと思います。小黒議員がそういう言い方をされたので、我々はそのとおり来てくださるやつは経済効果は大きいし、税収も上がるし、雇用も上がるから必要だと当たり前のことを言っているだけで、それが争点になると違うほうに持っていくのはちょっと飛躍し過ぎるというか、余りいい言い方ではないと。私はそれとは別に、それはそれで我々は拒めないと言っているのですから、問題はここの論点に合うかどうかは別ですけども、しからは高齢化時代に商店街なり、それをどうするのだと。私は病院を中心として、黙っていてもまちは人が少ないのに病院にはいっぱい来ると、これからどんどんふえるでしょうと、それはいろんな問題があると。大学の問題、医者の問題で好むと好まざるとにかかわらず、砂川には人がいっぱい集まってくるのだと。それが割と高齢者も多いと。それをどうこのまちの特質を生かしながら商店街に誘導しながらやっていくのだと。それを今中活の中でみんな民間の方が一生懸命アイデアを出してくれていると、行政もそれなりの覚悟をしてやっていかなければならないと、その思いを先ほど言っただけで、それと大変な問題とか選挙の争点と。選挙の争点になるのならなっても結構です。私は、それで逃げることはしませんけれども、やるべきことは私はやると言っているわけで、コメリとこれは別ですから。小黒議員は、どうしてもひっかけたいのでしょうけれども、中活の中で会頭も含めてそれをやって今論議している最中にそういうのはちょっと違うというふうに思うし、コメリは拒めないと言っているのです。向こうも誘致するのだったら、うちに資料を持っていますって。こういう会社だから来てくださいと、うちはこんな条件をお出ししますと、そんなのも一切ないし、向こうの担当者も一回も会っていない、道にも届けを出していない、ただ地権者には当たっている。そこから漏れ聞こえてきた、新聞の情報は持っていますけれども、私は代理人から違う話も聞いていますけれども、それは間接ですから余りここで申し上げることはできないけれども、そういう企業が来るのは拒めないと言っているのです。制限できるのなら、市長これを誘致するのか、断らないのかという論議でここで論議するのなら結構ですよ。現実には違うと言っています。それを小黒議員は誘致と言った。誘致でもいいでしょうということで話が戻って行って、そこで誘致と言ったと言うのだったらそれは違う。誘致と言ったのは小黒さんです。だから、そういうところで小黒議員、そういう論議をするのは違うのではないですか。聞いている方に聞いてもらったらわかるけれども、ちょっと飛躍して無理にこじつけているように思いますけれども、一応念のため

めに申し上げます。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 私のほうで誘致と言ったのは物流センターの会社でございまして、大型店舗を誘致するという発言ではございませんので、再度のご回答をさせていただきたいと思います。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 もうこれ以上はきょうはしません。我が市のおやじに対して私は質問をしているわけですから、これ以上の言った言わないの話はきょうはしません。

次に、3番目の話に行くのですが、高齢者介護の現状ということです。これは、きのうの総括との連続性が実はあって私は聞いたのですが、これまでの部長のお話ですと砂川市では実態調査が今まで行われていなかったというお話がありました。たまたま今回の質問をすることによって調べていただけたのだろうなというふうに思うのです。それだけでも今回質問を出してよかったかなというふうには思うのですが、老老介護ということがかなりやっぱり市内では多く見られてきていて、それも相当大変な状態で在宅でお年寄り同士でやっているという状況が今現在あります。調べていただいた中でも介護4、介護5あたりでも、これは正直余り言葉はよくないですが、相当大変な状態ですよ。それでも4世帯、6世帯あたりは老老介護で何とか在宅でやっているというこういう状態が今見られたわけです。なぜ今まで実態調査というのがされてこなかったかなというふうなのは素朴な疑問にあるのですけれども、これはどうしてされてきていなかったのでしょうか。

○議長 東 英男君 小黒弘議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時08分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の質問に対する答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 ただいまの老老介護に関して、どうして実態調査が行われていないのかというご質問でございますが、この関係について明確にどうしてかということになりますと、恐らく平成12年に介護保険法が導入されまして12年以上たっておりますけれども、この老老介護だけに視点を当てるのではなくて、64歳未満の方であっても介護をする方においては在宅介護というのは大変な負担になりますから、この辺も含めてトータルで考えてきたと。しかも、先ほどお答え申し上げましたけれども、個別具体的にその世帯に合った介護サービスをコーディネートしてきていると、これはケアマネジャーですけれども、ですから、実際にはそこだけではなくて、ほかの世帯についても個別に対応

をしてきていると。ですから、ちょっと話は古いかもしれませんが、平成11年度以前であれば、これはもう大変な状況だったというふうに思います。福祉施策ではどうしても用が足りない。やはり社会保険制度を入れて、今まで家庭内で本当に大変なご苦労をされていた方、この方に社会保険制度を入れることによってかなりの部分、介護を手助けできたという状況があると思います。ですから、今後においては調査するしないというのはちょっと別にしましても、例えば65歳の方が65歳の方を介護すると、これはまだ大丈夫なのかもしれませんが、例えば80歳の方が80歳の方を介護すると、これは大変な状況になります。ですから、今の考え方でいきますとそこに至る前に最善の介護サービス、給付はどのようなものかというものを一緒に考えながら進めていくと、こういうことで今までも対応しておりますので、ですから今まで12年ほど介護保険法たっておりますけれども、実際には行われていないというのはそういう状況だったというふうに考えております。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私は、老老介護というふうに特化したつもりはなかったのですが、物の書き方でそういうふうに多分とられているのだらうというふうに思うのですが、その老老介護ですら調査がされていなかったということは、ほかの介護認定者の世帯状況というのがどうなのかということも多分今の現段階では調査はされていないのだらうというふうに考えていいと思うのですが、いいですかね。うなずいていらっしゃるので、そうだと思うのですが、実はそれで本当これからの高齢者施策がいいのだらうかというふうに思うのが今回の質問の趣旨です。そもそもそういうふうに思い始めたのは、厚労省で国民生活基礎調査というのを毎年やっているのです。この中で介護の状況という項目があって、それは何点かあるのですが、例えば要介護等のいる世帯の状況、要介護者等の状況、主な介護者の状況等々、やはり一体どういうふうに国民はこの介護状況をどういう形で今行っているのだという現状の実態調査というのがあるからこそ、次に向かってどういう施策をとっていくかということがわかってくるのだらうというふうに私は思うのです。砂川の場合だったら、まだ人口は1万8,000人ちょっと、介護認定者も1,000人ちょっとという段階ですから、これ皆さんがどういう今現状でいるのかということぐらいは調査することもそう大変なことではないのではないかと。例えば私が今回質問して通告した段階で、老老介護の要介護認定者の世帯の方はちゃんと調査をしていたので、だから全体に及んだとしてもそう大した多分、大変なのは大変でしょうけれども、やっぱり実態調査というのは今後されていったほうがいいのだらうというふうに私は思うのですけれども。

ところで、市長、市長も前からずっと言われているのですが、今後というのは地域の包括ケアが大事だと。きのうたまたま市長は私の総括質疑にこう答えられたのです。施設介護のほうは、残念ながら介護保険の影響もあって最後になるのだらうというふうにお

っしかったのです。これってすごく大きな発言で、つまり福寿園みたいなそういう施設は市長の施策にとっては一番最後のほうになってしまうというお話をきのうはされたのですが、そんな意味で地域包括ケアというのがこれから必要だというお話が市長はされているのだと思うのですけれども、地域包括ケアというのは4つに分かれるとよく言われるのです。例えば介護の関係ですけれども、これ今介護報酬の改定があってサービスの低下がされて、事業所の経営悪化がされて、介護職員のなり手が不足、これ今回の議会で実は意見書を出すことになっているのですけれども、介護状態はそういう状況になっています。2点目、3点目、4点目、2点目は在宅医療が地域包括ケアにはとても重要であると、3点目は予防と生活支援サービス、4点目は住まいというのが普通の地域包括ケアの大事な点というふうによく言われることなのですけれども、今介護の話をしましたよね。2点目の在宅医療は、砂川市は今どうなっているかといえば、市内のお医者さん方は皆さん高齢化されてきていまして、ほとんど往診とかというのは、明円医院さんはやっていらっしゃるかな。それ以外は市立病院も含めて今できていない状況なのです。予防と生活の支援サービスというのは、まさにきのういきいき支え合いの条例をつくったこれから市長が力を入れていこうとされている部分なのですけれども、実はここも現状を見るとボランティアの、これは市長は本当によくおわかりだと思うのですけれども、ボランティアの皆さん方がやっぱり高齢化されてきているのと、それとなり手の方々がやっぱりちょっと少なくなってきた。私もいろいろ講習とか講座とかというのは参加するのですが、その参加する方々も結構もうご高齢の方々が70、80の方々がいらっしゃっている場合が多いです。僕ぐらいのまだ若いという感じの方々が集まられて一生懸命勉強されていたりするので。つまり参加者が、しかも大体同じ方々が違う講座に行ったり講習に行ったりという、こういう現状があるのです。

もう一つ、先ほど言った4点目の住まいということなのですけれども、一番の住まいの究極のついの住みかは福寿園みたいな施設の関係だと思うのですけれども、こちらのほうは市長はやっぱり残念ながら最後のほうになってしまうというお話があるので、高齢化で環境変化での住みかえが必要ということは私は思うのですけれども、残念ながら砂川市は低所得者層への公営住宅についても、例えば豊栄みたいな高齢者専用住宅の募集も停止したりとか、いろいろ砂川市がこれから包括ケアをやっていく上でも問題点はたくさんあるのではないかというふうに思っています、やっぱりこれから市民の方々が高齢者もともに安心して暮らしていくためには、やはり市の中で今の介護から始まっていいですから、どういう皆さんが暮らしをされているのか実態をきちっと調査をした上でこれからいろんな施策をとっていただきたいというふうに私は思っているのですけれども、これから2025年あたりをピークに高齢者の数というのはどんどんふえていきますよね。そこから先は高齢者も減っていくのですが、まだそこまでいくまでに何と砂川市内では75歳以上の人口が1,000人増加するという、これは第6期総合計画の推計なのですけれど

ども、こういう状態を考えると、やはりせめてもう介護認定者の世帯そのものの実態調査というのが一番大事になってくるのではないかというふうに思うのですけれども、今後そういう実態調査はされていかれるというような考え方はあるかどうかをお伺いして終わりたいと思います。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 前段でちょっと訂正していただきたいのは、私は施設介護を最後と言った覚えは一つもないのであって、きのうも言いましたけれども、このまま放置すると施設介護の人がどんどんふえていってしまうと。それはイコール介護保険料につながるから、それは現役世代も含めて皆さん方のご意見を聞かないとなかなか難しいと。だから、今できるのはなるべく地域で支えていきたいと思います、そして生き生きと元気に老いる人を多くつくっていきましょうと。それでもある程度もたなくなるとグループホームでまず措置しましょうと、それでもやっぱりもう無理だという人は施設介護ですと。最後ってどこにも出てきていないのですけれども、どうも小黒議員は都合のいいほうに言葉を使われるので、最後と言ったつもりは一回もなく、私が昨年公約の一つとして特別養護老人ホームを増床したいと。これは、やっぱり高齢化の中ではどうしても必要になると。ただ、介護保険との絡みもあるから、それらも十分参酌しながらこれはやっていきたいというのが私の思いで、小黒議員はそのときには介護保険料が上がるから、そう簡単につくるのは私は賛成でないというふうに言われたように記憶しているのですけれども、残念ながらと言われると、私はやりたいほうですから、でもそれはなるべくそれを安易にいっぱいつくと皆さんの介護保険料が上がってしまうから、それは現役世代なり負担する方々の話も十分に聞きながらそれをやっていきたいと。だから、私はやる方向でいます。高齢化の中では避けて通れない問題ですから。でも、安易に走ってはいけないというのも一方ではあると。

それと、その話はそこに置いておきまして、もとに戻りますと小黒議員の言われるのはまさにそのとおりで、これから地域で支えるまたは施設で支える、いろんな問題がございますけれども、いわゆるその実態を把握しないでやってしまうとちょっと違うところのボタンのかけ間違いをしてはいけないというのが私のもともとの基本の考えでございますから、いろんな方、専門の職員いっぱいいます。包括支援センターにも職員がいます。うちの職員もいるし、その方々は実態を十分に把握しているし、また把握しているけれども、もっときめ細かくその要望を聞きながらどうしていくかというのはこれからの行政の必要な事項であるということは私は常々申し上げてきたつもりですし、行政が机上だけで物を考えてはいけないと言っているのはそういう意味で言っておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私も最後に確認をしたいのですけれども、市長は実態調査されていると

今おっしゃったようにと思いますが、さきの答弁では実態調査は行われていないと。どちらのほうが正しいのでしょうか、お答えください。

○議長 東 英男君 市民部長。

〔「市長に聞きます。市長がおっしゃったので」と呼ぶ者あり〕

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 それは実態調査をしていくと言ったのですよ。

〔「これからですね」と呼ぶ者あり〕

○市長 善岡雅文君 ええ。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員（登壇） 皆様お疲れでしょうけれども、最後頑張っていきたいなと思います。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

今回は1つということで、広域観光についてということでございます。昨今、国際的、国内的にも社会情勢が厳しいために道内または国内観光客が低迷しております。その中でも観光を含めた交流人口というのは砂川市の産業、税収にとっても大変重要であります。市内には魅力的な観光資源があるのですが、それだけではなかなかPRが弱いのかな、難しいのかなというふうな部分もございます。しかし、それらと近隣市町または道内観光名所との連携といった新たな観光政策をすることが必要かと思いますが、その取り組みについてお伺いいたします。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） それでは、広域観光についてご答弁申し上げます。

最初に、近隣市町との連携については、中空知広域市町村圏組合において5年に1回、中空知管内5市5町の観光情報を満載したパンフレットを作成しているところであり、今年度新しいパンフレットを作成中で、まだ原稿案の段階であります。見出しが仮称でございますけれども、「北海道のど真ん中」とした中空知マップで、名所、開花情報、温泉、ゴルフ場、パークゴルフ場、祭りイベント、オートキャンプ場、スキー場、道の駅、体験情報等を日本語、英語、中国語、韓国語と4カ国語で紹介する観光ガイドマップとなっており、外国からの観光客受け入れの検討を含め、引き続き広域連携可能な効果的観光要素を検討している状況でございます。

次に、道内観光名所との連携については、空知管内10市14町での連携としての取り組みを空知総合振興局において、昨年度広域型の観光振興を図るパンフレットとして食と観光のガイドブック「そらいち」を作成しております。砂川市の観光資源だけで観光客増加へとつなげることは難しい面もありますので、今後観光パンフレットや観光マップを作成する場合には砂川観光協会と協議しながら近隣市町や道内観光名所との連携の取り組みとして、砂川市への波及効果のある近隣の観光資源との相乗効果を検討してまいりたいと

考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 現在そのような5市5町または10市14町ということでの観光パンフレットの作成中もしくはもう作成されているという部分で、そういう取り組みが行われていることはよくわかりました。しかし、せっかくそういうパンフレットをつくっても多くの人に見てもらわなければ全く意味がないわけであって、よくいろいろなところでパンフレットをこぞってつくってはいるし、よく見かける部分はあるのですけれども、特にそれこそ英語、韓国語、中国語ですか、(録音なし)ものなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 現在まだ原稿の段階でございますけれども、ことしに入りまして実は台湾の観光客の方の受け入れの関係で、富良野のほうに行くのですけれども、中空知、特に砂川のオアシスパークも関連したのですが、その観光ルートということで実態としてあった関係から、そういう今後は日本人の方も含めて海外からの観光の受け入れをしなければならぬということで、広域で取り組むような形で作成を今検討しているところでございます。実際今後は、そういういわゆる観光に関する企業でございますね。交通公社だとか近畿ツーリストだとかいろいろあるのですけれども、そういうところに配付したり、近年はこういう中国の方とか香港、台湾の方も含めて韓国の方、台湾の方も北海道の自然のよさといいますか、そういうところはかなり興味を持っている方々もいらっしゃるということでございますので、そういうそれぞれの市町村で取り組んでもなかなか、一市町村の観光名所だけではなかなか呼び込みが難しいということもございまして、そういう連携をした形の取り組み、そういうパンフレットも初めて5市5町での取り組みでございますので、かつそういう外国人向けの広域的なパンフレットを作成するという新しい取り組みでもって観光振興を大いに図っていこうということで現在取り組んでいるところでございます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 大手観光会社もしくは観光協会などを利用した発信、恐らくそれだけでは難しいのかなと思うのです。外国人が日本に来るときというか、日本の観光に行こうかなと思うときにそういったパンフレットが、なかなかそういう情報をツアー会社を通して手にとったところで、自由旅行だと来てもらえる可能性はあるのかもしれないのですけれども、なかなかツアーの中でパンフレットを配っても、こういうものがあるのだという情報発信にはなるのですけれども、それをもとに来てもらうということにはやっぱりならないのかなという気もしないでもないのです。結局どうしたら来てもらえるかということだと思うのですけれども、パンフレットというのは一つのツールだと思うのです。それは、あくまで来てもらった人が見てその周りを知るものというものではすごくいいものだと思う

うのですけれども、その情報をもとに来るとのこととのつながりというのはちょっと薄い気もするのです。もう一つ聞いてみたいのは、実際問題この砂川に年間の外国人観光客というのはどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 砂川の観光客の中の外国人の数ということなのですが、実際には一番大きいのが砂川のハイウェイ・オアシスで、これは必ず観光客の方が来ていただきますと、ある程度のマージンを払った中での事業展開をしているハイウェイ・オアシスがございますけれども、そのほかに北菓楼さんのほうにも時々寄っていただけるとか、またはフェイスブックなりインターネットを見て地元の田中旅館さんのほうにも外国の方のサイクリングをやる方が泊まっていったということも実際に聞いてございます。このような議論が観光協会の広報開発調査委員会の中でも出てございました。このような形で徐々にでございますけれども、市内への導入を図りながら観光振興を図っていきたいということで、観光協会さんとともに協議を続けてまいりたいということで考えてございます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 今のお話を聞いてもパンフレットと、それから観光客というものの結びつきには感じられない部分はあるのです。せっかくつくるのですから、やっぱりいいものをつくってもらいたいというのがありますし、それをもとに来てもらいたいというのも当然あるのですが、やっぱり砂川のまち、自分たちは住んでいるとなかなか気づかないですけれども、世界から見たらごく当たり前のことが実は物すごく感動を得たりだとか、そういうことって発信の仕方次第な部分って多いと思うのです。私の親戚、カナダ人とオーストラリア人がいて、よく北海道に来るのですけれども、例えば旅館に泊まって御飯を食べに行っている間に布団が敷かれていたと、それだけでもびっくりしたとか、北海道に来てというか、日本に来て何がしたいと聞いたら和服が着てみたいだとか、浴衣が着てみたいだとか、そういうことだったりとか、やっぱりそういう来る人、来た人に聞いてみなければやっぱりその人たちの魅力って、今ついついやりがちなのが、こっちがこれはいいいのではないか、あれはいいのではないかというものを載せがちというか、アピールしがちというか、ただ実際問題来る人はそういうところではなくて、そういうもうちょっと体験できたりだとか、もうちょっとそういう中身のあるものに人が来るのかなという感じが受けるのです。外国人の方に、これはいろんな調査で同じような答えが出ているのですが、日本の中で観光地として最も有名なのはやっぱり北海道なのです。2位が東京、3位が大阪ということなのですが、それだけ北海道にやっぱり可能性というのがあるのです。せっかく北海道に来る観光客を自分たちのまちにどうやって呼び込めばという話になるのですけれども、砂川でいうと例えばこういう人に砂川に来てもらいたい、こういう人に対してこの情報を発信したいという何かそういう具体的なターゲットみたいなものというのはビジョンというか、そういうものはございますか。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 外国人の方も含め、何とか砂川の観光名所を見ていただきたいという、そういう情報発信でございますけれども、ことしから観光協会さんと連携した形で情報発信の仕方についてはフェイスブックだとか、そういう情報の中で取り組んでいるところでございます。砂川の体験の観光名所の中にはいろんなものがございますので、最近では中心市街地活性化協議会等でも歩いてオアシスパークのウォーキング、それを何とかただオアシスパークを歩くのではなく、コースの設定で商店のほうに引き入れることはできないかとか、そういうおもしろいコースの歩き方だとか、そういう四季折々のコースなど、そういうものを考えながら情報発信してはどうかとか、いろいろなご意見はいただいております。ですから、観光の分野は裾野が広いわけでございますので、いろんなアイデアの中で一番喜んでいただけるような、そして魅力のあるそういう観光ルート、そういうものをつくりながら砂川の観光名所をPRしながら、より多くの方々に来ていただくような手法、政策的なものも協議してまいりたいということで考えてございます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 私が質問したのは、例えば中国の方でいえば中国の方、中国の方の年齢層が例えば50代の夫婦、60代の夫婦もしくは韓国人の家族連れだとか、そういうターゲットを絞った観光政策をきちっとつくっていかねばいけないのだと思うのです。だから、情報を発信するときもターゲットを決めて情報発信をしないと誰に向けた情報発信だかわからなくなって、みんなが見てこういうのがあるのだと思うのだけれども、ターゲットが明確ではないだけに誰もぴんとこないという結果も生まれるのです。だから、ウォーキングならウォーキングですごくいい政策だと思うのです。今は健康志向で、日本国内でもあちこちウォーキングを利用した観光政策というのはやっていますし、私もウォーキングでいえばオアシスがせっかくきれいなコースがあるので、そういったところと、よく東京近郊の小さい田舎町でやられているのはそこご当地のお食事を出す、そういったヘルシー健康ツアーみたいなもので、朝から歩いてもらっておいしく朝食を食べようみたいなそういったツアー企画だとか、それはやっぱりそういう健康志向だとかウォーキングに対して興味のある人というのがターゲット化されていると思うのです。そういった形で、ただただ羅列するのではなくて、例えば同じパンフレットでもシルバー世代に向けたパンフレットもしくはファミリー向けのパンフレット、変わってくると思うのです。そういった部分をもう少し明確に意識しながらつくっていかないと、なかなかのは射れないのかなというふうに感じますので、そのあたりもう少し煮詰めていただければなと思います。

幾つか、例えば本当に実際その人の目線、なかなかみんな生活している中で外国人が一体何を望んでいるのか、何に感動したのかなんていうことになかなか触れる機会はないと思うのですけれども、例えばですけれども、砂川で英語の先生いらっしゃいますよね。そういった方にヒアリングしてみるだとか、本当に身近なところから情報を得ようと思え

ば幾らでもできると思うのです。特にアメリカ、欧米のほうは旅行するきっかけとして友人、知人に会いに行くだとか親戚がいるだとか、もしくは個人旅行というのが基本的な旅行趣旨、旅行動機なのだそうです。そういったことで、まずそういう砂川にいるせっかく外国から来てくれた人、貴重な情報を持っていらっしゃると思いますので、そういった人に話を聞いて、そういった人の実際友達や家族が来てくれたときにそういったプロモーションを試みってみるだとか、またそれを通して情報収集してみるだとか、砂川だけではなくて近隣にもたくさんそういう方はいらっしゃいますから、そういう人たちの集まりの中で実際に何が求められているのか、何が興味があるのかを聞いてみるとというのは、一番手短でできることなのかなというふうには感じます。そういったことで、ターゲットを絞って何をやりたいのかで決まってくれば、どういう情報が必要なのかということも決まってきますし、それがあからさらにそれでよかったのか悪かったのかの成果も見れると思うのです。なので、その部分もう少し煮詰めていただきたいなと思います。

今ちょっと外国人の文字の話が出て、外国のほうの話になってしまいましたけれども、当然一番身近な道内の観光客もしくは国内の方ということも同じだと思うのです。家族で来るのか、それとも若い夫婦が来るのか、誰を呼びたいのか、誰に対してどういうアピールをしたいのか、その辺も同じく重要になってくると思うのです。今のところ、何か今までの答弁を聞くとそんなに余り返ってこないのかなと思うのですが、砂川でもファミリー向けの、もちろん市内向けの体験型のイベントとかも結構ありますよね。農業体験だったりだとか収穫体験だったりだとか、やっぱりあいったものも十分魅力的な観光資源になるのではないのかなと思いますし、伝統芸能、この間市民文化祭でいろんな方がいろんな芸能発表されていましたが、そういう一つ一つに対しても十分観光的な魅力があるのではないかなと思うのです。外国人の話に戻すと、餅つきなんかは多分結構劇的、何やっているのだとなると思うのです。これがライスケーキかと思うと思うのです。それをしかも納豆で食べるのかと、衝撃を受けると思うのです。本当に材料なんていうのは、誰に来てほしいのかとか、誰にアピールしたいのか、自分たちが今持っているあるものの中で何が使えるのかということだけでも十分まだまだ可能性を感じると思うのです。

何でこんなに結局観光をやったほうがいいのかという話になると、さっき部長の答弁でもありましたけれども、観光施策って裾野がやっぱり広いのです。来るまでの運輸業、交通、それから宿泊業、それからお土産の産業もそうでしょうし、今度そういう外国人の観光客が来ればガイドだとか通訳だとかという仕事も出る可能性もあるし、今度そこを拠点とした日帰りツアーが立案されていたりですとか、また本当にいろんな多業種にわたってやっぱり波及効果というのが、さっき小黒議員の質問の中でコメリの話でどっちがとられて、どっちがどうかという話もありましたけれども、ある人間だけで考えればそういうことになってしまうのかもしれないのですけれども、外から積極的に来てもらえるような政策も一緒にやっぱり考えていって、そうしたことでその中でまた商店街も何か新しい

活力を見出したりだとか新しいヒントが出てきたりするものだと思うのです。だから、日本人はどうしてもこれからちょっと旅行する人も減っていくであろう、人口統計的にも。そういうふうに考えていると、やっぱり外国人の招致も今種をまけば10年後ぐらいには来るような体制がとれるかもしれない。だけれども、10年後始めたら11年後に来るかといったら、やっぱりそういうことではないと思うのです。こういうことも余り取りざたされる問題ではないのかもしれないですけども、やっぱり種をまく時期は早いほうがいいのかなというふうに感じるわけなのです。

ニセコの事例なんかはすごく有名だと思うのですけれども、ニセコを変えた1人の外国人というのはたまたま札幌にスキーのインストラクターで来て、そこでニセコに滑りに行ったら何ていいところがあったのだといって住み着いてしまって、その人がいろんなアクティビティをつくり始めて、しまいにはバブル期を思わせるほどの土地の高騰なんかが一時期ニュースになり、またちょっと下火になったりしていますけれども、そういった部分でやっぱりそういうよそから来た人が自分たちの気づかない魅力を逆に掘り起こしてくれたり使ってもらって、それをまた自分の祖国もしくはそういった部分に広報していただける、そうしたらそういうところから自分たちは用意していなかったところにどんどん外国人が来たというような現状もございます。あの人の確かに政策、やってきたことは評価されていますけれども、その中でそういった静かに暮らしていた人たちが外国人は話がうるさいだとかマナーが悪いだとかいろんなことで、そういった部分で陰の部分も当然出るものだと思うのですけれども、それもやっぱりきょうから、あしたからやって1年後に外国人であふれるということはあるわけですから、そういった受け入れ側の準備も少しずつやっぱりやっていかないと、いつまでたってもそういうことにはなっていないのかなと思うのです。

ただ、受け入れというのは本当に多分、外国人に関しては特に受け入れる部分がすごく難しくなるだろうと思うのです。もしも行政のほうで少し外国人受け入れに向けて頑張ってみるか走ったところで、まちの人たちには全くそういう話が通ってなくて、まちの人たちもみんな受け入れたいと思っているかどうかといったらまたそれも別問題で、外国人が店に来られたってしゃべれないから、かえって困ってしまうだとか面倒くさいだとかということになってしまうのが、先走ってしまうとそういうことってよくありがちなものだと思うのです。そういう部分も含めて時間がかかることだと思うのですけれども、将来に対して種をまかなければいけない一つの事柄なのかなというふうには思います。

善岡市長に関して少し、僕が議員になってからまだ2年足らずですけども、その前のことも含めて全てわかっているわけではないのですが、そういう国内、もちろん国外問わず砂川にもうちょっと交流人口もしくは観光客を招致しようという政策に関して、余りちょっとメッセージ性が僕のほうに伝わってきていない部分がありますので、もしそういった部分も何か市長として持っていらっしゃるのであれば聞いてみたいと思うのですけれ

ども、いかがでしょうか。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） どうも私のメッセージ性が足りないみたいで、観光分野は正直に申し上げますと余り得意としないと。それで、市長になってからいろいろ勉強したり、何とかこの砂川にも外国人をとということで近隣の首長といろいろ協議しながら1年ちょっとやってきました。経済部長にも話して、台湾なりの観光客を何とか誘致できないかということで旅行会社とも実は協議をしたり、私自身が台湾なりに行って向こうのほうに情報収集だけでも行こうかなというふうに思ったこともあったわけですが、けれども、なかなか先に行かれた首長の話の聞くと、ちょっとぼっと行ってもなかなか難しいですよというの聞いてございますけれども、中国人が北海道に持っているイメージというのは、一番見たいというベストスリーは食の安全、温泉、雪ということで、温泉に関しては砂川にはないですけども近隣にはあると。ただ、向こうがどういう温泉を望んでいるかというのはちょっとわからないのですけれども、まず登別には必ず温泉グループは寄ると。その途中で砂川を通過しながら富良野のほうに、いわゆる食とかそういうのを探していかれるということで残念ながら通過されていると。ホリの社長も台湾に行ってピュアゼリーをいっぱい向こうで配布しながら宣伝をしてきたという話も聞いてございまして、それらに対応していくのは市単体でやっていくのはもう無理だなと。これは、やっぱり広域圏で乗ってきたところ同士でやるのが一番いいのだろうということは前田市長とか清澤市長とも話をしてございまして、まず市長が本当にやるのだという意思を示さないとなかなか行政も動かないということで、今いろいろと滝川の役割分担、砂川の役割分担または芦別、これは新十津川とかほかの町も当然入ってくるわけですが、その連携をもう一歩踏み出して首長同士がいかにかにどういう方策でどうやるのだというのを示せば、あと行政は動いていくのだろうということで、広域で取り組まないで単体でやってもやっぱり砂川の評判を聞きますと、中空知の中ではよかったです。どこがよかったですかというのと、来られた方がサイクリングだったものですから、いわゆる遊水地、大した景色のいいところをずっと自転車で回ってきたと。また、いわゆる岩瀬牧場があって、あそこのアイスクリームもおいしかったと。やっぱり中空知の中では印象に残るまちであったというふうに言っていました。ただ、宿泊も含めてたくさんの方が泊まる場所がなかなか砂川ではなかったという話も聞いてございますけれども、それらを踏まえると役割分担の中で広域である程度やっていかないと、単体で呼び込むのはやっぱり難しいなというふうに感じております。それらについては商工のほうにも話してございまして、まずもうちょっと具体的にどういう方向でというのをそれぞれの首長で話ししながら今進めておりますし、ほかの市町村のイベントには各首長余り行ったことはないのですけれども、昨年から例えばらんフェスタに、それならどんな祭りをやっているのだろうと、各首長も行ってみましようやということで行って、それぞれ私も行ってきましたけれども、それらの連

携をとりながら、トップがいろいろ大きなくくりの中で人を呼ぶ方策なり方向性を示さないとなかなか具体的に動かないのでないかなというふうに思っておりますから、広域の中でもう少しかた苦しくなくざっくばらんに各首長が協議しながら進めていきたいなというふうに考えております。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 ありがとうございます。情報のソースは、財団法人自治体国際化協会CLAIRというのがありまして、そちらのほうでもしも自治体が本気になって国際化、国際化とまで言わなくてもそういう招致策、いろんなことをやるというのであれば財源を出しますよというようなところでもございますので、今後の展開次第なのかなと思うのですけれども、そういったことのたくさんいろんな情報載っていますので、受け入れる体制をつくるにはとか、そういったものも載っていますので、そういうのもぜひ見ていただければなというふうに思います。

砂川で本当にいろんな、私も日本に帰って10年たってしまいましたので、すっかり地元人の感覚になってしまってきたのかなとは思いますが、それでも向こうで楽しかったアクティビティというのは、やっぱりこのまちでもこの近隣でもできないものかなというふうに思ってきた10年間だったのですけれども、日本の中でもどんどん、どんどん、それこそセコから始まったラフティングですとか、今十勝のほう、川湯から摩周湖に行く、4時間ぐらいかけてホーストレッキングだとか、そういったことも向こう、10年前アメリカのほうでみんなが普通にやっていたアクティビティがどんどん日本のほうにも入ってきているなという印象も受けますし、やっぱりそういう発想だとかそういうのは今、まだまだ向こうはまたさらに進んだことはやっていらっしゃるでしょうし、雪上のバナナボート、スノーモービルでバナナボートを引っ張ったりパラセーリングをやったりなんていうのはちょっとここ本当に数年になって出てきたアクティビティだなとも思うし、そういったこともどんどんやれる場所というか、やれる可能性というのは幾らでもありますし、そのスノーアクティビティなんかは千歳なんかは盛んにやっていますし、そういったところからノウハウを聞いてみるだとかということももう情報としてはあるわけで、少しでも魅力ある楽しいまちをつくって行って一人でも多くの道内外を含めて、国内外を含めた観光客が砂川のほうに来てくれて、そういう人たちが移り住んでくれたり、そういう人が刺激を与えてくれたり、そういう人たちがたくさん砂川で物を食べてくれたり買ってくれたり、そういうような少し明るい方向性を見出していけたらなというふうに思っています、私の一般質問を終わります。

延会宣告

○議長 東 英男君 本日はこれで延会します。

延会 午後 2時57分